

第463回（定例）福崎町議会会議録

平成27年9月28日（月）
午前9時30分 開 会

1. 平成27年9月28日、第463回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	宮内富夫	8番	木村いづみ
2番		9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	城谷英之	13番	高井國年
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 大塚謙一 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	
教 育 長	高寄十郎	技 監	松尾成史
会 計 管 理 者	萩原昌美	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	福永聡	税 務 課 長	尾崎俊也
地 域 振 興 課 長	近藤博之	住 民 生 活 課 長	谷岡周和
健 康 福 祉 課 長	三木雅人	農 林 振 興 課 長	松岡伸泰
ま ち づ く り 課 長	豊國明仁	上 下 水 道 課 長	松田清彦
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

- 議 長 日程第1は、一般質問であります。
それでは、通告順に発言を許可いたします。
5番目の質問者は宮内富夫議員であります。
質問の項目は
1. 町特産品もち麦について
2. 財政について
以上、宮内富夫議員。
- 宮内富夫議員 議場の皆さんおはようございます。議長にご案内いただき、議席番号1番、宮内富夫がただいまより一般質問を行いますので、よろしく願いをいたします。
今回は、もち麦についてと財政についての2点を行わせていただきます。
さて、ことしの夏は7月末から8月の盆までは猛暑日が続き、暑さが厳しい夏かと思われましたが、全体的に見ますと、例年よりは幾分涼しい夏であったような気がします。
このように自然を相手にする農業は人為的にはどうすることもできません。もち麦生産も播種期から成長期、収穫期は天候に恵まれず、昨年より減収穫でした。
麦は畑作物ですから、雨天による湿害が1番の減収となっていております。
湿害に強い品種が求められるのではないのでしょうか。
現在、当町のもち麦は米澤2号ですが、米澤2号は湿害にも弱く、倒伏がしやすく、多収性ではなく、収穫期の刈り取りは茎が折れやすく困難を極めており、栽培しがたい品種でございます。このような品種でも長年続いて作付をしてきました。もみ種は栽培田からとっておらず、昨年からようやく採取田を決めて種もみをとっているようなのが現状でございます。
特産品として誇れるものではありません。米澤2号の原種があるなら、入手していただき、原種で、採取田を決めて行っていかなければならないと、このように考えております。
このような原種が入手できるのでしょうか。
- 農林振興課長 福崎町産のもち麦のブランド化の確立のためには、種もみの管理は非常に重要なものと認識しております。
米澤2号の原種につきましては、今年度、近畿・中国・四国農業研究センターにお願いしまして、取り寄せの手配を行っております。28年度分から採取田にて生産する予定となっております。
- 宮内富夫議員 当町ではもち麦品種の四国裸129号、西海74号を昨年より試験栽培をしておりますが、四国裸につきましては倒伏に強く収穫作業も行いやすく、登熟期も少し早く、収穫量においても米澤2号よりもよいのではないかと、このように聞き及んでおります。結果的にはどのようなようになったのでしょうか。
- 農林振興課長 四国裸129号と西海74号はもともとベータグルカンの含有量が米澤2号と変わらず、かつ高収量が見込まれるということで、選択しております。
平成26年度産の結果ですが、米澤2号が1反当たり352キロ、四国裸が554キロ、西海が658キロでございました。そして、平成27年度は、天候のぐあいがありまして少し収量が減ったんですが、米澤2号が1反当たり199キロ、四国裸が223キロ、西海が325キロというような結果となっております。
生産者の意見を聞くところによりますと、四国裸129号が作りやすかったというふうに聞いております。
- 宮内富夫議員 今の答弁でありましたように、米澤2号よりも栽培しやすく多収穫が見込まれ、

質的要素も変わらないのであれば、四国裸へのシフトを考えてみる時期ではないかと思えます。産地銘柄の取得も米澤2号よりもとりやすいのではないかと思えますが、この点につきまして。

農林振興課長 確かに結果はそうでありましたが、加工の適性、それから麺の適性、食味、それからつくりやすさ、総合的に検討しまして、実務者でありますもちむぎ食品センターとか消費者の意見も聞きながら選択していきたいと考えております。

そしてもう一方で、米澤2号の難点を緩和するような方策も検討しております。

また、産地銘柄につきましては、現在、米澤2号につきまして、全農兵庫を通じて産地銘柄を取得するように申請済みでありまして、現在、近畿農政局の判断待ちであります。とれそうな様子と聞いております。

また、四国裸につきましては、仮の名前でありまして、福崎町でのみ現在栽培していると聞いております。まず、品種銘柄で福崎もち1号とか、そういうふうな名前を取得した後で、その後、米澤2号に続いて産地品種銘柄を取得できないか、現在研究しているところであります。

宮内富夫議員 今の話からしますと、福崎独自の産地銘柄名がつくのであれば、なお一層ブランド力が増すのではないかと、このように思えます。四国裸、福崎固有の産地銘柄のような形を期待するものでありますが、その辺をよく考えていただきまして、福崎でとれた福崎独自の名前の銘柄と、そして福崎でとれる小麦をもってつなぎをつくって、全てのもち麦が福崎産だというような方向性が出されれば、一番ブランド力とか、特産品としての値打ちが上がってくるのではないかと、このように考える次第であります。

そのような中におきまして、加工性というような問題も出てくるわけですが、つくりやすさ、お菓子とかめんとか精麦とか、そういうものに対してのまだ試験的な結果は出てないのでしょうか。

農林振興課長 加工性につきましては、両品種とも米澤2号よりやややわらかいので粉にひきやすいと聞いております。麺適性につきましては、現在調査をするために取りかかっているところであります。

以上です。

宮内富夫議員 そこらあたりの加工性について、今度試験的に研究を求めておきます。

次に、特産品といえば、昔古きは福崎町はマツタケとかむしろとかかますとかシイタケとかなどがありましたが、今やもち麦が町の特産品です。このもち麦が1次産業、2次産業、3次産業と合わせて6次産業の商品でございます。

福崎町のもち麦は産品の町の顔であると、このように思えます。もち麦をどのような役割を持って生かしていきたいと思っておられるのか、お伺いをお願いします。

地域振興課長 特産品につきましては、そもそもこのもち麦の取り組みを始めたきっかけというのは、当時一村一品運動がございました。そういったふるさと創生という風潮の中で、福崎にもゆかりがありますこのもち麦を生かして、特産化して、農業、商業の振興、そして地域の活性化、福崎町の知名度アップを図ろうということで取り組みまして、第三セクターを設立して、特産館もちむぎのやかたも整備してきております。

大きな問題も抱えながら、これまで関係者の皆様のご尽力によりまして、福崎産のもち麦の知名度は上がり、最近では辻川山公園のため池に設置しました河童による集客効果もありまして、非常にもちむぎのやかたもにぎわって、新しいお客さんもお来店いただいております。

今後であります、引き続き辻川界限と特産館もちむぎのやかたへの観光客の

誘致、それから注目をされております健康機能性を広めて、町民の皆様に食してもらって健康を維持していただく。さらには、町内の飲食店でももち麦メニューをたくさん提供していただきまして、活性化を図っていくといったことを期待しております。

宮内富夫議員 今、食育とか観光産業とか、福崎町の文化に対してどのようになじませていくかというお答えをいただきまして、今、福崎町が取り組んでおります食育、学校とか健康食品というのがもち麦の一番の特徴かと思っておりますので、このような食育に力を入れていただきたい。もち麦を一つの柱としてということでございます。観光産業は河童ともち麦をどう結びつけていくか、そしてその地域の辻川界限をどうしていくかということで、組み合わせ、今でいうコラボいうんですか、そういうようなことで、頑張りたいと、なお一層情報発信していただきたいということでございますし、福崎町の文化にどうなじませるかということでございますが、食文化というのが一つの文化でございます。今まで福崎町には麺に対する食文化というのが余りないので、ここらを掘り起こしていきたいということでございますし、福崎町は兵庫県下においても一番暑い町だということでございます。そこから生まれた涼しくて冷たい食べ物、これはもちむぎ素麺ではないかと、このように思うわけです。そこらあたりが全く情報が発信されていない。福崎町の特徴を生かした食文化ということで、こんなに暑いところで、こんなに涼しい、冷たい、おいしいものが食べられるのだというようなことを、兵庫県、全国へ発信をしていってほしい。私の願いはそこにあるわけですが、こういうのが福崎町の食文化になじんでくるのではないかと思います。このような意見に対しては、どのようなものでしょうか。

地域振興課長 ご指摘いただいておりますように、もちむぎのやかたでは和食としてもち麦を提供しております。当然その全国的に発信ということなんですけども、それぞれのイベントに出向いてのPRですとか、インターネット、そういったサイトを通じてのPR等も行っているところでございます。ご意見につきましては、今後も踏まえながら取り組んでいきたいと考えております。

宮内富夫議員 商品にはキャッチフレーズというのが大事でございますので、よく考えて、また私の意見も参考にさせていただきたいと、このように思います。

次に、もち麦とのかかわりにおける行政、団体、個人の役割に期待することはどのように考えておられるのか、行政的な役割とか、生産者の役割と生産者に期待するものとか、加工業者の役割と、また加工業者に期待するものとか、販売業者の役割と、販売業者に期待するもの、こういうことについて、もち麦にかかわっておられる方に、どのように町の特産品をお願いしていくのか、いってほしいのか、今後どのようにされていくのかということでございます。

今まで単にものをつくって売るだけじゃなしに、いろんな方、大勢にかかわっていただきましたら、もち麦の情報も多くの方から寄せられるのではないかと、このように考えるわけでございます。

地域振興課長 まず、もち麦に対するそれぞれの取り組み、役割ということなんですけれども、まず行政でございます。特産もち麦に関しましては、町が主体となりまして、第三セクターを設立して取り組んでおります。事業展開に当たりましては、当然株式会社もちむぎ食品センターが中心となってまいります。

その中で行政の役割となりますと、第三セクターのまず経営を見ていくこと、それから生産面、加工販売面、第三セクター、これらの連携を図りながら、特産もち麦の普及促進を図っていくこと。ひいては農業面、商工、観光面での活

性化につなげていくこと、これが行政の大きな役割かと思えます。

特に普及促進におきましては、特産もち麦の産地振興を図っていくためには、先ほど言われましたようなもち麦にかかわる全ての人々、これらがもち麦の将来のあるべき姿をしっかりと考えて、共通認識を持って取り組む必要があるという観点から、福崎町、それから兵庫県が中心となりまして、産地振興協議会を立ち上げております。関係機関としまして、商工会、JA、当然もち麦生産組合もございます。それからもちむぎ食品センター、これらとともに、もち麦の産地振興に取り組んでおるところでございます。

具体的な活動としましては、共通認識を深めるためのもち麦産地振興ビジョンの策定、それから、栽培における技術の向上の研究、それからこういった情報の共有、それからもち麦が持っております栄養機能性のPRと、さらなるこれらの研究、ブランド化を図るための方法、宣伝活動、こういったことを議論しているところでございます。

それぞれの役割と期待するものということですが、まず生産者でございます。それぞれに役割を定義づけしたものはございません。ただ、希望としましては、当然この生産者に対しましては、生産というのがなければ、この特産もち麦が始まりません。ただこの生産量というのが、株式会社もちむぎ食品センターの在庫状況に左右されるというのがございます。しかしながら、生産者におかれましては、福崎特産のもち麦を自分たちがつくっているんだという自負を持っていただいて、品質の高い安定的なもち麦の生産に取り組んでいただきたいと考えております。

それから、加工業者でございますけれども、加工業者につきましては、あくまでも安全・安心な商品を提供していただく、これが一番大事かと思っております。

それから、販売業者でございますけれども、特段その一般の商店等に大きな期待はなかなかできないわけでありまして、ここは行政等が中心になりまして、そういった機能性のPRですとか、そういった普及促進を図って、それぞれの販売店で販売をしていただきたいというところでございます。

ただ、販売業者におきましては、あくまで一番大きな販売店というのは、もちむぎのやかたの売店でございます。ここでは当然団体客が来られましたら、そういったもち麦の特性、機能性というのを説明しながら、売店での販売促進を図っているところでございます。

以上でございます。

宮内富夫議員 行政的な役割が全ての農工商を通じ、福崎町のために頑張っていただくということでございますし、生産者は安全で安心できる原材料を安定的に供給すると、これが一番大きな役割かと、このように思いますし、加工業者は安全、販売業者は今言われましたとおりかと、このように思います。

それぞれの団体とか個人が、その役割を再認識していただいて、もち麦の生産から販売までかかわっていただきたいと、このように行政指導をお願いする次第であります。

続きまして、もちむぎ食品センターは社長以下役員と従業員のたゆまぬ努力により、経営は黒字へと転換が図られました。町民は安心しておられることと思えますが、収益実績を見れば、営業利益よりも営業外利益のほうが多く、補助金頼みの経営と見られる感もぬぐえません。

営業利益こそが町民に納得してもらえらる経営ではないかと、このように考えるわけでございますが、今後、営業利益の増収について、企業戦略があればお

伺いをしたいです。

地域振興課長 まず、ご指摘のとおりでございます。もちむぎ食品センターにおきましても、営業利益、これを見ながら経営を行っているところでございます。

まず、営業外収益、第26期の営業外収益でございますけれども、これらにつきましては町からの補助金はかなり含まれております。ただ、内容的にはもち麦商品の普及促進を図るためのPR活動を行うために緊急雇用的に行いました国からの補助金を活用したもので、200万円、これが含まれております。

また、東京のアンテナショップの出店経費、こういった普及促進を図るための経費、これが100万円弱でございます。そういったものが主なものでございまして、補助金頼みというところがどうかということで、あくまで運営資金を補助しているものではないと、我々は考えております。あくまで特産品の普及促進、こういったものについての費用負担、また、一部助成をしていると考えております。

また、第26期の営業利益が228万円でございますけれども、この費用に対しましては、平成26年度兵庫県補助事業の中で「農」イノベーションという事業に取り組んでおります。

この補助金は翌年度で営業外収益に入ってくるわけですが、費用100万円はその中に含まれております。そういったものを勘案しますと、実質的にはプラス100万円以上の営業利益が確保できているという決算状況でございます。

第26期の中におきましては、いろんな経営改善というのにも取り組んでおります。利益が少ない商品の廃止、また、もち麦商品、もちむぎ麵を中心とした商品構成への転換、売店では商品の配置見直し、買いやすい価格の設定ということで、よりお客さんに買い求めやすい取り組みをしております。

また、社員の在庫意識を徹底させることによりまして、無駄な発注、製造を抑えております。

それから、販売店におきましては、これまでの委託販売方式というのでもできるだけやめていこうということで、極力無駄な費用を発生させないような取り組みもしております。かなり収益を改善してきております。

また、第27期の第1・四半期の状況につきましては、所管の委員会でも報告をさせていただきましたが、第26期と比較しましても、相当利益が上がってきているという状況でございます。

生産者にもご協力いただきまして、今期は57トンの原麦も生産できております。この秋の作付につきましては、さらに面積も拡大していただいております。

こういった健康食品としても注目をされております精麦として際限なく今後販売できると、さらに利益が確保できるのではないかとというふうに考えております。

あくまで、もちむぎ麵、それから精麦、これらを中心に売ることを基本として、戦略を立てているところでございます。

宮内富夫議員 大変長くご説明をいただきましたが、今、説明いただいたのは戦術ではないかと、このように思うわけでございます。戦略ですから、理念とか、そういうものをどうしていくのかということをお聞きするわけでございます。

今これを戦略としてみなすのであれば、戦術と戦略がごちゃ混ぜになっているのではないかと、このように見られるわけでございます。何を幾ら売るとか、何をどうするとか、どうしたら売れるのかと、これは術、戦術かと、このように思います。もう一度、経営理念とか経営方針とか、そういうのを再度、見直

していただきまして、考えていただきまして、戦略があつて戦術が発生するのではないかと、普通、企業経営はこういうような方法でやられておりますので、そこらのあたりのことが今もちむぎ食品センターに欠けていることではないかと私は考えておりますので、戦略を聞いたわけでございまして、もう一度考えていただきたいと思っております。

また、もち麦に対しましては、質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、2番目の財政についてでございます。

財政は奥深く、大変難しいことと存じ上げております。私にはわからないことが多々あり、質問がかみ合わないことがあると思いますが、何分よろしくお願い申し上げます。

さて、当町の大きなインフラ整備の公共下水道事業は工業団地にて終わろうとしています。次に悲願の駅前周辺整備への取り組み、懸案事項の公共施設の耐震化、長寿命化も進めていかなければなりません。

少子高齢化が進む中で生産労働人口の減少により、歳入の住民税は伸び悩み、歳出では高齢者人口の増加で医療費、福祉費がふえ、町財政は年々厳しくなってくるのではないかと危惧するわけでございます。

このような中で、歳入の自主財源を延ばし、歳出の公平性を欠く事業、費用対効果が少ない事業の縮小を進める必要もあるのではないかと考える次第であります。

現在の行政サービスの維持を続けるなら、自主財源の伸びが欠かせないと思っております。質問趣旨はこのような考えで行いたいと思っておりますので、申し添えておきたいと思っております。

まず、自主財源でございますが、ふるさと納税ですが、納税となっておりますが、税ではなく寄附行為で間違いありませんか。

企画財政課長 一般的にふるさと納税という呼び方が定着しておりますけれども、正しくはふるさと応援寄附金、寄附金でございます。

宮内富夫議員 この寄附金は交付税算入にはどのようになっているのでしょうか。

企画財政課長 寄附金でございますので、交付税算入といいますと、例えば福崎町の方が町外に寄附をされた場合のことかと思っておりますけれども、例えば福崎町の方が1万円町外に寄附をされた場合に、その寄附者の方の所得によって差は出ますけれども、町税の減収分として3,840円程度減収いたします。そのうち75%が基準財政収入額の減収分として普通交付税で見られますので、1万円町外に寄附をされたら、実質は960円の減収になる、そういうものでございます。

宮内富夫議員 今も言われましたように、福崎町の納税者が他の公共団体にふるさと納税されると、960円の減収になるということですが、当町の住民税が減少するわけでございますが、福崎町の方が同じ福崎町へふるさと納税されるということになりましたら、どうなるわけでございますか。

企画財政課長 福崎町の方が福崎町に寄附されることも可能でございまして、その場合も寄附金控除がされます。そしてそれに対して普通交付税は補填されるものでございます。

宮内富夫議員 といいましたら、福崎町の方が福崎町へ寄附されるのが一番行政にとっては得だと、こういうふうな考えになるわけでしょうか。この金額的に、福崎町へ例えば5,000円とか1万円寄附されても、960円の減収で済むんだと、こういうようなものの考え方でいいわけですか。

企画財政課長 確かに他の市町、例えば泉佐野市などは、市民の方にも寄附を呼びかけて、その方に対して記念品を出したりしている市町もございますが、制度自体のこと

を考えると、その普通交付税といいますのは国民の税金でございますので、福崎町だけがよければよいという考えであれば、そういう推進方法もあるかと思えますけれども、寄附金のこの本来の趣旨から申しまして、適切でないと、私は考えております。

宮内富夫議員 趣旨とは少し離れますけれども、少し離れるんか大分離れるんか、違いますけれども、実際現実的には福崎町の方が福崎町へふるさと納税されるのが、福崎町にとっては一番得だというような計算式になるのかなと考えるわけですが、福崎町の方に1人でも多くもち麦商品なり、福崎町でとれた白米なりを食べていただくというのも一つの地産地消の物事の考え方も成り立ちます。

こういうことがあって、一度ご検討を願えればなと思えますが、そういうようなことは全く考えていないということでございますか。

企画財政課長 現在のところはそういう可能性も検討はいたしましたけれども、申しましたとおり、制度上好ましくないのではないかと考えておりますが、他市町の動向なども参考に、検討はさせていただきたいと考えます。

町長 国全体のことを考えるということも大事であります。宮内議員が言われますように町の自主財源をどう確保していくのかという観点も、これも離れては議論できないというものでありますので、そういう点は十分踏まえて、考えていかなければならないと思えます。

しかし、地方の財源を本質的に改善していくというふうになりますと、地方交付税をきちっと国からもらうという制度をもっともって確立していかなければならないし、国にあっては格差のない、どの人々にも公平な税制をきちっととってもらおうと、今はもう大企業優遇がむちゃくちゃに進みまして、トヨタでさえもことし初めて法人税をもうけ過ぎて、やっとならだけ払ったというような状況なんですね。やっぱりこういう不公正税制をきちっと直していくという、こういう観点も合わせて進めていかなければいけないのではないかと考えております。

そして間もなく、消費税の論議が進んでまいりますけれども、低所得者ほど逆進性のある消費税は、これはきちっとやめて、消費者が潤う町民の圧倒的多数が収入が少ないわけでありますから、この方々の懐が豊かになって、そして懐が豊かになることによって町税をきちっと納めていただくという、こういう制度を確立することが極めて本質的な議論ではないかと思っております。

しかし、宮内議員の言われましたように、自主財源を当面どう確保するのかというのは、それは企画財政課長のもう頭の痛いところでありますので、十分庁内でも検討はしていかなければいけないのかなと、そんなふうに思っております。

宮内富夫議員 地方交付税は富の標準化ですか、それを図るべくして田舎にも多く、財政力の弱いところには大変多く当たるようになって、一つの制度かと思えますが、何せ事業がふえる中で、地方交付税もなかなかふえてこないというのが一つの今の日本の現状かと思えますので、今の力を継続していくなれば、どこに財源を求めるかということになれば、いたし方なく、自主財源をより多く確保していきたいということで、このような質問をしておりますので、一つご理解をお願いいたします。

本年度からふるさと納税を充実されましたが、現在はどうのような状況になっているのでしょうか。

企画財政課長 ふるさと応援寄附金につきましては、本年の6月から記念品を拡充いたしまして、精米10キロともち麦精麦1キロのセットを中心としまして、PRに努め

ているところでございます。

8月31日現在で64件、寄附金額で77万円程度集まっております。

宮内富夫議員 一つ目標とされました2,500万円ですか、ほど遠い数字かと思いますが、なぜ集まらないかという検証もまたしていただきたいわけですが、特産品、もち麦商品と白米ということになりましたら、余りにも一般的なことかなと思います。

ふるさと納税のお礼品でございますが、今も言いましたように、町特産品のもち麦を贈るのは、これはもう当然のことであろうかと思いますが、この白米のほかに福崎町で生産されている工業製品などはどのようなものかなと考えるわけですが、そのようなことは考えられないわけですか。

企画財政課長 他の特産品とか工業製品にも記念品を広げてはどうかというところでございませけれども、現在のところ町の特産もち麦と、町内産のお米を記念品として活用していく方針でございます。

宮内富夫議員 福崎町が決して米が大変おいしいとか、全国に誇れるブランドを持っているとか、そういうものでございませぬので、私はつらいのかなと、このように思うわけでございます。

せっかく福崎町に立派な会社がありまして、立派な製品もつくられているわけでございます。商工会を通じて考えていくべきではないかと思っております。福崎町商工業振興基本条例の第1項の目的には、参画と協働による産業基盤の安定及び強化並びに地産地消の地域経済の循環及び活性化を図りとか、このように商工基本条例にも参画と協働というようなことがうたっておりますので、このような条例をもっと生かしていくべきではないかと思っておりますが、その点につきましてはどうでしょうか。

町長 そういうことは考えていったらいいと思っております。条例を皆さんと一緒につくったわけでありまして、その条例をどう生かすかというのは、私たちも考える必要がありますが、当然これは議会もひっくるめて考えるべき課題ではないかというふうに思っております。

政治というのは、町だけで動くものではなく、国民、町民の世論によって動くことのほうが大きいわけでありまして、そういう世論が大きければ政治は動くという、まさに政治は、町民こそ政治の主人公という立場が非常に大事なかなと、このように思っております。

宮内富夫議員 今町長の回答いただきまして、せっかくつくった条例ですから、仏つくって魂入れずという言葉もございませぬので、条例によって職員の方、仕事をしていただくわけでございますので、全般的に多面的に物事を見ていただきまして、ご判断をおおぎたい、このような案を練っていただきたいと、このように思います。

次に、自主財源の使用料、手数料ですが、私は決して公共料金を値上げせよと言っているわけではございませぬので、ご理解いただきまして、質問をさせていただきます。

教育施設の利用者は町内、町外の方がどのような割合をもって使用されているのかということでございます。さるびあドーム、体育館、野外センター、高橋ふれあい広場、これにつきましては、町外、町内の利用者割合というのを願います。

社会教育課長 まず、さるびあドームでございます。さるびあドームにつきましては、ことし4月からオープンをいたしましたので、4月から8月までの集計となります。5カ月間で8,416人の使用がございませぬ。そのうち町外の利用者は16.

5%でございます。

体育館ですが、26年度の実績で申し上げます。3万9,860人の利用がございまして、そのうち6.7%が町外利用者でございます。

それから、野外センターです。野外センターは26年度で5,607人の利用がございました。町外の利用者は53.7%となっております。

また、高橋ふれあい広場につきましては9,785人、そのうち84.7%が町外の利用者となっております。

宮内富夫議員 野外センターとか高橋ふれあい広場、町外の方が非常に多いということでございますが、料金は同じかと思いますが、大勢の方が利用されればそれでいいんですけども、なかなかつらいなど、もっともっと町内の方に多く利用してもらいたいというのが意見でございますが、25年度の公会計財務諸表の経常行政コストを見ますと、教育施設経常収益、使用料とか手数料でございますが、これが1.2%でございます。これが適正か否かということでもあります。この収益が適正であれば、コストがかかり過ぎているということではないでしょうか。

また、環境衛生費は2.8%となっております。これも適正か否か、コストがかかり過ぎているかということでございます。

以前は、使用料、手数料がコストの2%から8%の範囲が大体妥当と聞いておりましたが、現在の妥当範囲というのは幾らぐらいなのでしょう。

企画財政課長 平成25年度の福崎町の行政コスト計算書でございますけれども、経常行政コストにつきましては、全体で65億1,530万円でございます。

普通会計におきまして、経常行政コストに対しまして、経常収益である使用料手数料、また分担金負担金の割合でございますが、ご指摘のとおり2%から8%が適切、望ましいと言われておまして、当町の場合、全体で言いますと3億7,617万円の経常収益がございまして、率にしますと5.8%となり、適正な範囲内と言えらると思えます。

また、行政コスト計算書では、主に六つの行政目的に分けて、コストに対する収益の割合を計算しておりますが、教育の1.2%でございますが、ここには社会教育施設のみではなく、学校、教育施設の維持経費も入っております。一概に低いとは考えておりません。

ちなみに平成25年度の決算統計の教育費の歳出合計は7億2,218万円でございますけれども、そのうち社会教育費及び保健体育費のうち体育施設費の歳出合計は2億5,169万円となっております。これに対応する使用料等の収益は916万円でございますので、率に言いますと3.6%程度になります。

また、環境衛生費につきましても、ご指摘のとおり2.8%でございますが、決算統計の額では5億3,012万円の歳出のうち、清掃費につきましては、3億885万円でございます。し尿処理の手数料及びコミュニティプラントの使用料の合計で1,706万円の収入がございまして、これも率にしますと5.5%と適正な範囲と考えます。

宮内富夫議員 今の説明をお聞きしましたら、2%から8%の適正範囲内だと、このようにご答弁をいただいたわけでございますが、まだ、ものの考え方として、いろんな面から見まして、全く利用されていない方が、例えば社会教育施設が余りにも手数料が安かったら、私たちの、利用されていない人の税金もそこへ行きますので、そこへ税金をつぎ込んでいるようになりますので、適正範囲になればそれによろしいんですけども、そういうようなものの考え方、私が一番極端なこと言いましたら、文珠荘は指定管理者でございますが、文珠荘は1回も私は使用して

ないんだということになりましたら、本来たびたび利用されている方がその恩恵をたくさんこうむっておられるわけです。片や、ものすごい恩恵をこうむっている、片や全く恩恵をこうむっていないというような方、お金をどんどんどんどんそこへつぎ込んでいきましたら、これはちょっと公平性を欠くのではないかと、このように考えるわけです。当然、使用料は安いほうがいいんですけども、そこらあたりのものの考え方というのを今後お願いしておきたいと、このように願うわけでございます。言ってることがわかっていただけますね。

企画財政課長 公の施設の使用料全体でございますが、現在のところ施設をつくるたびに町内の他の施設でありますとか近隣の類似施設を参考に、その都度料金設定をしております。料金の設定の考え方が統一されていないという問題がございます。

平成27年度に行政改革大綱の見直しを進めておりまして、今ご指摘のコストと受益のバランスの関係でございますが、その中で他の市町との設定方法なども参考にいたしまして、現在、使用料の設定の考え方について、整理をしたいと考えているところでございます。

町長 宮内議員の考えにも一説ありますけれども、今、地方が人口減になってきているということ、これも現実であると、なぜそんなことになってきたのか、戦後一貫して政治を担当してきた方々の責任はないのか、そういう国の大きな方針にのっとって市町村を運営してきた結果が地方には人口が減ったということでもあります。

そういった観点からいたしますと、何が適正で、何が公平で、何が平等なのかという観点は、もう少し全国的な規模で考えないと、日本は今の政治、地方創生をしっかりとやれとは言ってくださいませけれども、今のままでは地方創生など夢のまた夢というふうに私は思えてなりません。

宮内富夫議員 今の地方創生の施策では、これはもう全く一桁違うんではないかというような話、話題になっております。私もそのように思います。このような地方創生では地方は元気にならないということでございますが、現実には地方へお金が回ってこない。国からお金が回ってこない。これはもういたし方ない現実でございますので、どのようにして福崎町が今後財源がうまくいくのかなということと質問をさせていただいているわけでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

このほかに、幼稚園の預かり保育の利用者の負担金、この幼稚園の預かり保育というのは町単独事業でしょうか。そしてその経費の何%ぐらいが利用者の負担金となっているのでしょうか。

学校教育課長 幼稚園の預かり保育につきましては、補助金については後ほど回答させていただきたいと思いますが、大体費用の1時間当たり200円という負担をいただいておりますので、約20%程度の金額になろうかと思っております。

宮内富夫議員 わかりました。また、お願いをいたします。

次に、ごみ袋をあっせんされておりますが、これは歳計外現金ということで決算書にはあがってきておりません。理由は行政指導の一環で集落代表者をお願いし、代金も町へ支払っているのが現状でございます。ものを渡して代金をもらう。これは売買ではないのかなと、このように考えるわけでございます。

例え少しでも手数料は私は発生していただけないものかなと、考えるわけでございます。そこらあたりはどのように考えておられるのか。

住民生活課長 町の指定ごみ袋のあっせんにつきましては、このごみ袋を広く住民の方に使用していただくのと、またホームセンターなど店頭販売もあるんですけども、そういった店舗まで買いに行けない方などの利便を図るために、今現在自治会の

ほうを通じてごみ袋のあっせんを行っているところです。

また、そういったところから、できるだけ住民の方には安価にごみ袋を提供できればということも考えておりますので、今のところ徴収するということは考えてはおりません。

宮内富夫議員 無報酬でやっていくというのも大変結構なことかと思えます。行政指導といたしまして。このような事業がほかにあるのかないかわかりませんが、なかなか厳しい財政状態になってきたときに、本当に手数料なんかは行政指導のことだから要らないのかというふうなことでございます。このような事業を一度見直していただきまして、もらえるものとか、そういうものはコツコツと、小さな金額でもコツコツとやってもらいたいと思えます。

そのことによって、今の町民さんは、役場が売っている、あっせんと言われてますが、実際役場が売っているというような形になってこようと、このように見られておりますので、もう一度町民さんから、今のごみ袋のあっせんしたときとか、ほかのこのような事業がありましたら、1回洗いざらい見直して、もらえるところは例え少しでも、もらっていただくというのが、町職員のお金、財政に対する一つの物事、財政の考えていただく底上げにならないのかなと考えるわけです。

町長 財政とは一体何かと、このことが一番真剣に考えられなければならないと思えます。財政とは人々を幸せにするために、私たちが作り出した価値をどう有効かつ適正に使っていくかということに財政の真髓があるわけであります。

そういった意味からは、地方創生をまた持ち出しますが、地方は人口が減っているのだから、料金も何もかも都市よりは安くするというふうなことの施策を政府がちゃんと打ち出してこそ、地方創生は成り立ちます。

ところが、今は地域手当にいたしましても、東京や都市部は地域手当が多いですけれども、福崎町などは皆さんの給料からもわかりますように、ゼロ査定であります。

こんなふうなえこひいきをしておいて、財政の公平な使い方を云々するというふうなことをもっともっと真剣に町議会も私たちも考えていかなければならないのではないかと、このように思っています。

今一番大事なことは、知を力にするということであります。税金は持っている人からもらえればきちっと集まるということを、もっともっと町も真剣に町民に訴えなければなりませんし、議会の皆様方もそうした観点で論議を進めていただければ、もっと福崎町の財政は豊かになるのではないかと、このように思っております。

宮内富夫議員 町長の言われるとおりと、このように思いますが、現実的に非常に難しい、地方に回ってこないというのが現状でございます。私たちも声を挙げて、頑張っていかなければならないと考えるわけでございます。選挙制度におきましても、参議院選挙は合区というようなことで、地方をないがしろにされているのではないかと、こういうことが全てに波及しているのではないかと、私もこのように考えるわけでございますが、現実的にそのようになっていない。前の政治家が悪いんだと言われても、だんだんだんだんそのように、どのように変わるかわかりませんが、現実的にはそうなっているかと思うわけでございます。理想論、現実論、いろいろありましようが、私は現実の中でこのようにお伺いしていると、こういうことでございます。

それで、次に移りまして、繰出金ですが、下水関係の起債の最大の償還金はいつごろになるのか、また、金額は26年度決算期と比較して、どれぐらいにな

るのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 下水の償還でございますけれども、平成27年度で工業団地の面整備が終わりますと、その5年後がピークになってまいります。26年度の元利償還金下水は4億4,257万円でございます。これが32年には、さらに1億873万円程度増加する見込みでございます。

宮内富夫議員 1億円以上も32年にはふえるということでございますが、この繰出金を抑制するということが、今からの下水道の近々の課題かと思われまして。下水道料金ですが、上水道の使用量が年々減少しているわけでございますし、また、接続率も70%を超えております。大きな伸びは今後期待されないと、このように見受けられます。

このような現状で、繰出金の増加は目に見えているわけでございますが、このような状態において財政計画、簡単でございますが、どのように考えておられるのか、お尋ねをします。

上下水道課長 福崎町の長期財政計画、下水道に係るものにつきましては、平成4年度に全体計画、下水道の全体計画を整備いたしまして、14年度に見直しを行っております。それに基づきまして、平成15年度に長期財政計画を策定しまして、平成18年、それから21年度に見直しを行っているところでございます。

今後につきましては、平成28年度から公営企業化を図るということもありません。公営企業の推進が整った状態、将来的な展望が見据えられる状態で、再度財政計画の策定をしていきたいと考えております。

以上です。

宮内富夫議員 公営企業のと看に見直すということでございますが、繰出金を抑制するには使用量がふえるということが一番のことでございますが、法令では3年以内に接続をするようになっていると、前からお聞きしておりますが、この法令に対して、今後どのように対処されていくのかということをお尋ねします。

上下水道課長 下水道法ではくみ取り式のトイレにつきましては、公共下水道が整備された場合、3年以内に接続するように規定がされております。ただ、現実には合併浄化槽で整備を一部されているような住民の方、それから企業等にもそういった状況が見受けられるわけなんでございますが、当然そういった部分につきましても補助金を設けまして3年以内の接続をお願いしているところでございます。

とはいいますがものの、料金回収の費用がたくさん発生するために、3年たっても接続をお願いできていないような状況もございまして、そういった部分につきましても、町村の県下の集まりでも問題になっているところではございます。他市町の状況も確認しながら、福崎町においても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議 長 しばらく休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。

学校教育課長 先ほど宮内議員のほうから質問のありました幼稚園の預かり保育事業ですが、平成26年度事業を実施しております。補助金につきましては、国、県とも入っておりません。

宮内富夫議員 もう1点繰出金ですね。一般会計から国保の繰出金をお聞きしようかと思っておりましたが、志水議員が聞かれましたので、これは割愛させていただきます。

次に、指定管理料のことについて、1点お尋ねをしたいと思います。

文珠荘の指定管理者の募集をされようとされており、今回は飲食料金など自由度を高め、指定管理者の民間経営力の発揮が期待されると、このようになっております。

指定管理料が、27年度は674万円です。募集では上限が900万円となっております。上限ですから900万円が100万円とか200万円になる可能性があるわけですが、この900万円と打ち出された根拠はどこにあるのでしょうか。

健康福祉課長 この根拠につきましては、前管理者の5年間の損益計算に基づく資料によりまして、この額を算出しておるところでございます。

宮内富夫議員 非常に安く料金が設定されておられて、経営も大変厳しいのが今現状かと思いますが、今回このように飲食料金とかそういうもろもろのことについては、指定管理者にお任せする。これは本来指定管理者の目的でございますので、このような方法が大変いいかと思いますが、極力、27年度の指定管理料が674万円を下回るような指定管理料が出てくればと、このように私は考えるわけですが、そこらあたりは十分見きわめて、一番サービスのよい、経営力のあるところをご選定いただきたいと思います。

最終的には、自由度を増して指定管理料がゼロになるということが理想かと思いますが、それに近づけるような企業努力を願えるような業者をお願いしたいということでございます。

それともう一つ経営の方向なんですけれども、今指定管理者で文珠荘を利用いたしましたら、9月は風呂代とか、老人の方は優遇制度があるわけですが、これは一番初めの締結のときにこのようなことが書いてあるわけでしょうか。私のものの考え方とすれば、優遇制度はそのままいいんですけれども、そういうのも補助金で出すというのが本来の制度かなと思うわけです。お風呂へ入りに来られた方が、9月は無料だということで無料で入っていただきまして、1,000人来られたですと、100円の1,000人分を補助としてお支払いしましょうかと、このような経営のほうは本来の指定管理者に合うのではないかと考えるわけですが、そのようなこと、町とのかかわりのところで、今度の指定管理者制度の募集について、そのようなことは考えておられるのか否かということなんですけれども。

健康福祉課長 議員ご指摘の9月の入浴料の無料の件でございますが、仕様書のほうにその旨を町への事業協力ということで挙げさせていただいております。それに基づいて、現在はそれを実行しておるところでございます。

今後、今回の指定管理者選定に当たりまして、中身的には前回の公募と同様に部分ごとではなくて、やはり1年間の損益、これに基づきまして金額を算出することにいたしております。ただ、今後もしろいろなご意見を参考にしながら、より適正な積算に努めてまいりたいと考えております。

宮内富夫議員 仕様書ではそのように無料にしてくれと、書いて書いてあるらしいんですけれども、無料じゃなしに、指定管理料を安くしていただきまして、そういうのは町から補助をすると、こういうのが本来の指定管理者に対する考え方かなと、このように私は思いますので、そこらあたりを整理をしていただきたいと思います。

町債ですが、駅前周辺整備などでインフラ整備の起債がふえてきております。町発展のためには当然いたし方ないと、このようにございまして。世代間の公平の原則もありますので、起債というのがいいかと思いますが、健全化判断

比率の将来負担比率でございますが、これは昨年よりも31.9%ふえている、悪化しているということでございます。

この将来負担比率を見ましたら、兵庫県下ではどのような、行政的に見ましたら、平均よりいいのか悪いのか。また、悪いのであれば、どれぐらいか、いいのであればどれぐらい兵庫県下で福崎町の将来負担比率がなっているのかというのをお聞かせ願いたいんですけれども。

企画財政課長 26年度決算におきまして、まだ速報値が出ておりませんので、25年度では将来負担比率につきましては、40市町中31位でございました。ただ今回31.9%悪化して、153.4%になったことによりまして、一番下位のグループに入ると考えております。

宮内富夫議員 今ありましたように下位のグループに入りましたら、残念ながら福崎町もこの将来負担比率を一度考えていかなければならないということでございます。

この計数には高齢化とか人口の減少は入っていないと思いますが、今後起債の発行も増加すると思います。将来負担すべき次世代に大きな負の遺産を残さないか私は心配しております。財政課長、これについての見通しはいかがなものでしょうか。

企画財政課長 将来の見通しでございますけれども、将来負担比率、今出ました将来負担比率につきましては、現在の地方債の現在高でありますとか、下水道の事業への繰り出しがピークに近づく平成32年ごろまで増加を続けまして、率では180%程度になると考えております。その後は少しずつ減少していく見込みでございます。

地方債でございますが、平成18年度ごろには100億円を超えておりました、この地方債残高を24年度までは地方債発行を抑制いたしまして、また繰上償還を実施しながら、地方債残高を減らしてまいりました。

26年度は高岡幼稚園や上水道の出資債、また防災減災事業としまして、役場庁舎の耐震や多目的ドームといった大きな事業を行ってまいりました。これは整備の必要性の高い事業を、有利な地方債があるうちに活用していくという判断からでございますけれども、地方債残高の増嵩にもつながっておりまして、その償還が将来の財政を圧迫し、次世代の負担にもなっております。

このため、世代間の公平という地方債の目的にも配慮をしながら、今後はできるだけ交付税算入のある有利な地方債を活用するという事に徹していきたいと考えております。

宮内富夫議員 うまくその地方交付税の算入額に入るような起債をどんどん見つけて、いいメニューを見つけていただきまして、有利な起債を発行していただきたいと、このように思います。

起債の発行と償還額が大きくなっても、財政調整基金がふえていけばいいのでございますが、残念ながら現状は取り崩しのようになっているかと思っております。

このような状況下のもとで、人口減少に対する子育て支援の施策を打ち出してみても、私たちの子、私たちの孫に大きな負の荷物を背負わせてこようかと思っております。本当に福崎町に住みたいとか、住まわせたいと、このように思うのでしょうか。町長が言われました、小さくでもきらりと光る福崎町となるように、自主財源の確保、コストの見直し、運営から経営感覚への転換を図り、第5次総合計画が遂行できるよう、裏づけとなる財政が必要かと思っております。5年先、10年先、もっと先を見据えた健全な財政運営を期待いたしまして、質問を閉じたいと思っております。ありがとうございました。

議長 宮内富夫議員の一般質問を終わります。

次は、6番目の質問者、富田昭市議員であります。

質問の項目は

1. 健康寿命の取り組みについて
2. 災害時の避難勧告や避難準備の発令について
3. 政治的判断力の育成について
4. マイナンバー制度について

以上、富田昭市議員。

富田昭市議員 議席ナンバー11番、富田でございます。さきに提出いたしました通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、健康寿命の取り組みについてであります。近年この言葉が至るところで聞こえるようになりました。長生きをすることは大切ですが、さらに健康で寿命を伸ばすことができれば、本人やご家族も楽しく暮らすこともできまして、さらには経済的にも余裕ができ、多種の取り組みにも挑戦ができ、すばらしい人生を送ることができるのではないかと、考えております。

そこで、お尋ねをするわけですが、保険者の努力義務といたしまして、健康づくりに関する被保険者の自助努力と行政側が支援します自立して日常生活ができる健康寿命の伸びが進み、健康に関心が低い方への啓蒙にもつながり、医療費の抑制にもつながると思っておりますが、福崎町の現状とお考えをお示し願います。

健康福祉課長 現在、保険センターを中心に、地域包括支援センターや町体育館と協力をいたしまして、皆様の健康づくりを支援しておるところでございます。

各種栄養教室や運動教室などを開催いたしまして、住民の皆様がニーズに合わせ選択できるように努めてまいりたいと思っております。

富田昭市議員 非常に私たちの生活の中ではいろいろな出来事があるわけでございます。そういう中におきまして、やはり大事なことは、いかに健康で長生きができるかということに尽きるのではないかと思うわけなんです。

やはり、高齢者が非常に年をとってきますと、体力的にも劣りまして、なかなか自分の思うようには動けない。頭のほうはしっかりしてるかもわかりませんが、やはりどうしても動けない場合があるわけでございます。そういう中におきまして、今まで私は各種予防接種の推進とか、あるいは健康検診の受診率のアップについても取り上げ、訴えてきました。

しかしながら、余り変化が見られません。この26年度の決算でも、保険給付費は25年度と比較してふえております。それに特定健診でも受診率37.5%で、健康に対する意識はまだまだ低いような気がしてなりません。そういう関係でもって、この数字を見て、どのように考え、そして今後目標受診率はどのくらいに設定していくのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 疾病予防とそれから蔓延予防を目的に、現在乳幼児と高齢者に対しまして、定期に予防接種を実施しておるところでございます。対象者には個別通知を行いまして、接種率の向上に努めるとともに、予防接種の無料化や低所得者への減免措置も行っておるところでございます。検診も周知を徹底するためにダイレクトメールでのお知らせや、節目検診や無料クーポンの該当者には個別でご案内を差し上げまして、さらに未受診者への再通知も行っておるところでございます。

特定健診の受診率の目標でございますが、26年度につきましては、45%を目標といたしておりました。今年度27年度につきましては、目標を53%という形で設定をいたしておるところでございます。

富田昭市議員　そういう中におきまして、今年度の報告書を見ていますと、37.5%だったというふうな報告が出ています。これに対しまして、やはりそういうふうな受診率の低いことについては検証されているのでしょうか。やっぱり目標とかそういうものは、設定されてありますけれども、やはりその目標に達しなかったその理由、それはどういうものがあるのでしょうか。

健康福祉課長　25年度と26年度の結果を見ますと、その申込書の発送方法が違っておりました。そこで幾分26年度が下がったというところでございました。個人通知から区長様を通じての通知という形に変えたところ、受診率が3%ほど下がったということで、今回はまたその通知方法につきまして、個人通知に戻させていただいております。現状で26年度と27年度を比較してみますと、26年度と27年度、7月末現在で同じ時点で見ますと、26年度につきましては28.3%でございましたが、今年度は3%伸びまして、31.3%となっております。まだあと10月の24日、25日、この2日間を残しておりますので、昨年の数字はクリアはできるんじゃないかなと、さらに啓発に努めますが、数字は昨年度の数字はクリアできるんじゃないかというふうに考えております。

富田昭市議員　この数字は恐らく町でもって検診を受けた数字ではないかなという感じがするんですね。それぞれ一度検診を受けまして、各医療機関のほうでもって個別にそういう検査を、私の場合もそうですけども、指摘がありまして、そして医療機関に行って、毎月1回病院に行きまして、そしてその血液検査とか体力検査をしてもらっていますので、これが例えば町の検診を受けなくても、個人的にそういう検診を受けて、健康には留意しているわけですけども、そういう数字はその中には入っていないのでしょうか。

健康福祉課長　その数字はこの先ほど申し上げました中には入ってございません。

富田昭市議員　多分その数字を入れますと、もっともっとさらに受診率が多くなっていくのではないかなというふうに私は考えております。

そこでもって、やはり厚労省によりますと、日本人の健康の寿命は2013年時点では、健康寿命は2013年時点では、男性で71.19歳、女性では72.41歳となっています。しかし、同じ年の平均寿命に対しまして、男性は約9年、女性は約12年の開きがあるということなんですね。

これは例えば女性を例にとって考えてみますと、12年間は健康寿命が過ぎたその後の12年間は何らかの病気にかかわりまして、医療機関とか、あるいはご家族の世話になり、つらい生活を強いられているわけでありまして。

特に、この年代になりますと、非常に認知症とか、あるいは脳卒中で両方合わせますと、43%以上の方がかかっているというふうな結果報告もあるわけでございます。

そのためには適度の運動と、また食生活の大切さを促すことも考える、そしてまた医療、介護を抑えるのも重要ではないかなというふうに考えるわけでございます。

この中におきましても、やはり非常に多くの方々がそういう現象になり、非常に残念ではありますけれども、やはり私たちは今までは非常に健康についても考えてきたわけでございますけれども、もう一歩進んだその考え方によって、さらにその健康寿命を伸ばすことができるのではないかなというふうな感じもするわけでございます。

先ほども言いましたけども、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2030年には65歳以上の高齢者の割合は32%を占めまして、そして

その後2055年には41%になるというふうに見込まれているわけでございます。

つまり日本の将来図を考える際には、人口の3割から4割が高齢者であるという前提が必要になってくるのではないかなというふうに考えます。今後は。

今まではその若者とか、あるいは中年層を標準に考えてきたこの社会の仕組みを見直しまして、高齢者標準の構造へとシフトすることが、これからの行政には求められることになるのではないかなというふうに思います。

そして、高齢者標準は、単に行政にとどまらず、高齢者が快適に感じる、新しい商品や、あるいはサービスによりまして、需要と供給の両面から経済成長を促すことになっていくものと考えております。

またこの平均寿命におきましても、日本は世界一でありまして、さらにその身体機能から見ると、健康寿命は世界一長いというふうにいわれているわけでございます。ところが、精神機能から見てみますと、平均余命に占める認知症にかかる期間は世界一長いというふうに言われております。これが先ほどの年数でございます。

ご承知のように認知症はアルツハイマー性のもので脳血管性のものでありますが、日本ではこの脳血管性認知症が非常に多いというふうな報告もされております。脳血管性認知症の発症年齢は、アルツハイマー性よりも高齢のために、日本は高齢者の認知症が多くなっているわけでございます。しかし一方では、脳血管性認知症には健康や生活の習慣指導によりまして、予防することが可能であることも知られていることから、行政としても、予防対策として健康教育や生活習慣改善への取り組みを加速する必要があると考えますが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

健康福祉課長 団塊の世代が後期高齢者となられます平成37年度に向けまして、構築を目指しております地域包括ケアシステム、それから国家戦略として取り組む認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランというものでございます、これを軸に地域住民や関連事業者とともにふくろう体操など、今ある地域の力とも協働しながら、福崎町に必要なサービスの創設あるいは提供に努めてまいりたいと考えております。

富田昭市議員 それでは、この項目の最後の質問に入りますけれども、要するに介護する人への待遇の支援ですけども、介護支援の多くは在宅で介護を行う家族が提供していますが、財源の多くは施設でのケアにあてられている、こういう指摘があるわけでございます。

在宅で介護をしておられる家族などは、高齢の方が多し、社会的に孤立をしたり、あるいは経済的に不利な状況に置かれている上に、介護をしている人も、体に問題を抱えているといったような状況があるわけでございます。もっとその行政がニーズに耳を傾けまして、支援をしていく必要があるのではないかなというふうに考えます。

本町における在宅看護への支援については、どのような課題があり、そして今後どのように支援を強化しようと考えているのか、お尋ねいたします。

健康福祉課長 高齢者の単独世帯あるいは高齢者のみの世帯の増加に加えまして、議員おっしゃいますように健康面では認知症の急激な増加によりまして、家族介護の脆弱化、これはますます進んでいくものと思われま。徘徊につきましての見守り支援や、あるいは生活支援など、介護サービスでは補えない部分も多く生じていくことから、地域の助け合いのネットワークである地域包括ケアシステムの構築、あるいは地域総合援護システム、こちらの強化に努めてまいりたいと考

えております。

富田昭市議員 先日、安倍総理は記者会見でもって、10月に実施されます内閣改造でもって、1億総活躍社会を実現するための担当閣僚を新設するというふうなことが言われております。国民的な議論を深めるために、国民会議も設置するというふうに言われておりました、今後ますます元気な高齢者が活躍する社会も、私は訪れてくるのではないかなというふうな期待をしております。

そのためにも、さらに健康な高齢者をたくさん社会に輩出し、活躍できるように、そういうふうな環境の整備もこれからは必要ではないかなと思うんです。その場になってすぐできませんけれども、やはり順次気をつけていけば、必ずそのように社会に出て活躍できれば、その方も生きがいを感じるし、すばらしい人生観を味わえるのではないかなと思いますので、その点もどうかよろしく願いをしておきまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目の質問は、災害時の避難勧告や避難準備の発令についてでございます。

近年は日本各地で集中豪雨が発生しまして、予想をはるかに超える痛ましい災害が続いています。昨年8月には広島市の土砂災害、また、今年9月10日には関東地方に降り続いた大雨の影響で鬼怒川の堤防が決壊をしまして、また、東北地方でも川の氾濫で大きな被害が出てきたわけでございます。

この災害では、広島市と常総市の災害発生時には、行政側に大きなミスがありました。後日これはわかったことですが、本来そこに住んでいる住民の方に、災害が起きる前に危険と判断した避難準備や避難勧告、そして避難指示の情報を住民に伝えなかったとして、大きな問題になっているわけでございます。

行政側としては、空振りを怖がっていたり、またあるいは情報周知の連絡網がおろそかになっていたのではないかなというふうに考えられます。

福崎町ではそのようなことはないというふうに私は信じていますけれども、本町の危険な状態になる前の連絡方法について、確認をしたいと思っております。

例えば、危険を感じるような豪雨や暴風雨、あるいは竜巻等、危険な判断基準を超えるようなときに、住民の皆さん方に重要な防災情報の伝達手段の一つとして、防災行政無線があります。家の中にいるときや、あるいは地形や気象条件によりまして、場合によっては内容が聞き取りにくいなど、たびたび町民の声を聞きます。

そういった要望に応えるために、どのような対応を検討されているのか、お尋ねいたします。

総務課長 住民への周知につきましては、一番大きな柱は防災行政無線でございますが、避難勧告等の防災情報につきましては、区長さんにも電話連絡をしております。消防団による広報もしていただきます。その他にも防災行政無線と同じ内容をお知らせシステムの登録者に対しまして、メール配信も行っております。

それから、テレビ、ラジオ局など報道機関への伝達もしております。

また、最近ではテレビのdボタンでさまざまな情報を得ることができます。さらに、携帯やスマートフォンをお持ちの方には、自動的に災害情報が配信されるような仕組みを整えております。

昨年度からは、ひょうご防災ネットにも福崎町は加入しておりますので、そこからもさまざまな防災情報を得ることができます。

このようにさまざまなツールでの情報収集手段がありますので、ご活用願いたいと思っております。

富田昭市議員 現在はそのようなお知らせシステムの登録をしていけば、携帯電話やあるいは

スマホに自動的にその情報が入ってくるシステムになっていますけれども、要するに現時点でもって何人の方が登録され、そしてその情報を受信しているのか、また、その固定電話で聞くことができるフリーダイヤル方式で再度その重要な情報を確認できるシステムがあるわけでございます。

今後、高齢者に優しい取り組みといたしまして、自動音声対応の装置の導入の計画はないのか、当局の見解をお尋ねいたします。

総務課長 本町のお知らせシステムに登録されている数ですけれども、この9月16日現在で343人ということになっております。

ただ、携帯とかスマホをお持ちでしたら、エリアメールといいまして、緊急なときにはどのような状態であってもメールが入ってくるというシステムにも福崎町は加入しておりますので、福崎町内におられる方につきましては、そういった防災情報は携帯・スマホを持っておられる方には全て入ってくるというような状況にもなってございます。

それから、そういった重要な災害情報はメールやテレビで確認できる状況にございます。今のところ、今議員がおっしゃいましたフリーダイヤルの対応までというのは考えていないというところでございます。

富田昭市議員 私も登録しております、福崎町の分とか、あるいは兵庫県の分も登録しております、情報が入ってくるようになっております。

しかしながら、それは非常に大きなエリアのもので、例えば兵庫県を見てみると、三田のほうとか、あるいは豊岡のほうとかいう形でもってなっても、兵庫県全域でもってこういうふうな災害が発生しますよという連絡がありまして、これは結局避難準備にも何にもならないわけなんです。

やはりもう少しそれを絞り込んだ上で、この福崎町におきましても、例えば高岡のほうと八千種のほうでは気象条件も違うし、いつそんな災害が起きるかわかりませんが、私はやはり今回は情報を流すときに絞り込んだ情報の伝達、例えば、市川の河川敷が決壊するぞというふうな形になった場合には、高岡や八千種のほうには余りこれ関係ないと思います、正直言います。ところが、市川の川の右岸、左岸におきましては、非常に多くの方が住んでいます。その辺を現時点では行政側わかっていますので、絞り込んだ上での避難準備情報、避難勧告を緊急に連絡をするということが、結果的には災害を防げるのではないかなという感じがするわけなんです。

今までいろんな形でもって出しておりますけれども、全然関係ないところもそういう準備をしなければいけないのかなという感じになっていますけれども、やはりこれからもしできれば、絞り込んだ情報の緊急性を持った、その情報を住民の方々にお知らせするということが、結果的には早く避難をされて、助かる可能性も多いのではないかなというふうに思うんです。

冒頭に申し上げましたように、やはりあのように大きな災害が起きますと、起きた後の情報は何ぼでも入ってくるんです。テレビでも、ラジオも新聞でも全部入ってきます。ところが、起きる前のその通達がおくれるから逃げおくれ、またあるいは被害にあうということが発生しますので、本当に行政側としては、空振りをおそれず、そういうふうなことになったときには、やはり関係機関と相談をしていきながら、その情報をいち早く住民に知らせることで、事前に、未然にその災害を防げるような、そういう対応策をお願いしたいなというふうに思います。

そして、近年におきましては、この地球温暖化の影響でもって、30年に1度とか、あるいは50年、100年に1度というその気象現象が常態化している

わけなんですね。予想をはるかに超える、その痛ましい災害が今日本各地で発生しているのはご承知のとおりでございます。やはり、私たち福崎におきましても、安全な町なんですけども、やはりそういう危険意識を高めていきながら、1人も犠牲者は出さんというふうな形でもって、今後取り組んでいけたらいいなというふうに考えていますので、その点もよく、よろしく願いをしておきまして、次の質問に入らせてもらいます。

3点目の質問は、政治的判断力の育成についてでございます。

本年の6月17日に国会におきまして、選挙年齢を18歳以上という改正公職選挙法が成立したわけでございます。今回はこの改正を受けて、来年夏に予定されている参議院選挙から、18歳以上の人投票できるようになったわけでございます。国の発表によりますと、新たに18歳、19歳の約240万人が有権者になるわけでございます。

日本の選挙権年齢が変更されるのは、1945年の25歳以上の男子から、現在のこの20歳以上の男女になって以来、70年ぶりとなり、まさに歴史的な法改正であるわけでございます。

選挙権年齢の引き下げの背景には、少子高齢化の憂いの中で、地域や社会に対する若者の意欲や、またあるいは関心を高めるとともに、若者の声を政策決定の現場に反映させようとする政治側の意識もあります。

若い世代の声に耳を傾けまして、未来を見据えた政策をつくっていく社会となることが求められているわけでございます。

近年では高齢化になりまして、人口比率の低い若年層世代の生活基盤は急速に弱りまして、同時に若者の政治的関心や社会を支えようという意欲も低下していき、このままでは社会の衰退につながりかねない危険性を秘めているといわれております。

こうした事実いち早く気づいた欧州各国では、社会全体として彼らの自立を保障しまして、社会へ参加する世代として位置づけまして、率先して選挙権年齢の引き下げを行ってきました。今では世界のほとんどの国でもって、18歳選挙権が実現をしているわけでございます。

少子高齢化社会を迎えた今日、選挙権年齢が18歳以上に引き上げられることに伴いまして、該当する年齢層を中心に、政治への意欲を高めるために行政としての取り組みを向うものでございます。

総務課長 近年は選挙投票率は低下傾向にありますますが、特に若者の投票率は高齢層に比べて低いという状況でございます。若者の政治への関心を高める取り組みは重要な課題でございます。

今回の選挙年齢の引き下げを受け、文部科学省は選挙制度などを解説する副教材を全高校生に配布いたします。本町といたしましては、高校に選挙制度の出前講座の利用を呼びかけたり、また、大学に対しましては、大学祭で選挙広報を行うなど、投票意識の育成に結びつく対策を検討してまいりたいと思っております。

富田昭市議員 18歳以上となれば、高校生の一部も有権者になるわけでありまして、今課長が言われました9月に文部科学省のほうから選挙の意義や制度の解説とか、模擬投票の実践例などを載せた、そういう政治教育の副教材を全高校生に配布するということになっていきますけれども、現時点ではどうなっているのか、また、福崎町の来年の参議院選挙では、新有権者は何名ぐらいになるのか、その辺もお尋ねをしておきます。

総務課長 来夏の参院選の新有権者数は約370人となります。

富田昭市議員 先ほどの教材のほうはどうなっていますか。

総務課長 これは文部科学省のほうから各高校にお配りするというごさいですの
で、福崎町におきましては、福崎高校に全員に配布されるものというふうには私
は思っております。

富田昭市議員 確認はされていないんですね。

要するに、これは予定としましては、9月中にというそういうふうな形になっ
ていますので、やはり行政側としても、やはりしっかりと確認をとっていただ
いて、その辺もしていただきたいなと思います。

そして、教育基本法では、第14条で、政治教育について規定をしております
で、第1項では政治的教養、第2項が政治的中立という形でもって載っている
わけでごさいです。そして、その政治教育第14号では、良識ある公民として
必要な政治的教育は教育上尊重されなければならない。そして、2項では、法
律に定める学校は特定の政党を支持し、またこれを反対するための政治教育そ
の他政治的活躍はしてはならないというふうになっております。

そこでお尋ねをするわけですが、福崎町では高等学校を卒業して、他府県
あるいは市町のほうに大学、専門学校、あるいは就職をしていく、出ていく方
も多数いるわけですが、住民票を移動していないケースも多く、不在者投票
が必要と考えるわけでごさいです。

その仕組みを熟知して、投票するには、親子ともども意識が高く持たなければ
ならないわけでごさいです。

事前に大学機関とも連携しながら、意識調査などの取り組みも重要と考えます
が、当局の見解をお尋ねいたします。

総務課長 福崎町ホームページの行政情報の中に、選挙に関する情報も載せております
ので、不在者投票等の仕組み等はこれを見ていただければ理解していただける
のかなというふうには思っております。

ただ、実際には住所地とか福崎町の選挙管理委員会に問い合わせをしていただ
かなければわかりにくいということになるかと思っておりますので、その都度対応
させていただく形にはなるかと思っております。

また、学生の選挙への関心を高めるためということにつきましては、大学とも
相談しながら、こういった取り組みができるのか、また、効果があるのかとい
うことは、今後検討させていただきたいなというふうに思います。

富田昭市議員 先ほども町長のご答弁にもありましたように、やはり政治というのは、そこに
住んでいる住民さんが主人公なんです。そして、その意見をしっかりと聞くた
めには、やはり投票率のアップにつなげていけるような、そういう対策をとっ
ていかなければいけないというふうには私は考えます。

そして、いろんな形でもって問題が出てくるのは、投票に行かない人たちが、
いろんな苦情を言っております。やはりもう少し住民さんが責任を持って、ど
んどん投票に行って、自分の意思をその1枚の投票券に託して投票していく、
そしてそれが80%以上、90%以上になれば、しっかりとしたその地域の住
民の反映がされるのではないかなと、私はいつもそのように思っております。

本当に最近では、投票率も下がってきてまして、残念な結果になっているわけ
ですが、やはり各個人、また各政党がしっかりとしたそういう運動をして
いきながら、多くの方に呼びかけて、そして投票所に行ってもらおうというこ
とも大切であるわけでごさいです。

この項目の最後の質問になりますけれども、若者の活躍が社会全体の発展につ
ながっていくわけなんです。地域に活力が出てまいります。18歳選挙権成立

に伴いまして、一層の町民、そして新有権者に対する啓発、そして周知が必要だと考えます。

従前は成人式で新成人に対しまして、選挙監理委員会が直接選挙の啓発など、お話をされておりました。今後、選挙管理委員会の取り組みを伺います。

総務課長 選挙の啓発についてですけれども、基本的には選挙時での周知を主としてやっておるんですけれども、今、議員がおっしゃいましたように、毎年成人式においては選挙管理委員長が出席しまして、選挙啓発を行っております。

また、来年度に向けましては、引き続き小学校、中学校、高等学校への選挙ポスターの募集というの毎年やっておりますが、こういったことも引き続き行っていきたくて思っておりますし、また、高校のほうにも選挙制度の啓発に、町としてどのようなお手伝いができるのかというようなことも働きかけていきたくて思っております。

今後、選挙管理委員会の中でも、そういった啓発につきまして、話し合っていきたいというふうに思います。

富田昭市議員 外国ではもう既に18歳から政治的な勉強をされているわけなんですね。そして、私の子どもが学生のとときに、留学しておりましたときに、ヨーロッパのクラスメイトに、日本はどのような政治をしていますか、そしてその政策はあなたにどのような影響を与えていますかという内容を聞かれたというんです。うちの息子が、私はもう政治のことは何もわかりませんと言うしかなかったというふうに言われております。

やはり、これからの日本も、世界の若者と肩を並べて、政治的な議論ができるように、行政機関も、そしてまた我々議員も、しっかりとそういうサポートをしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思ひまして、次の質問に入らせていただきます。

これは最後の質問でございます。マイナンバー制度についてでございます。

日本に住む住民票を持つ全ての人、赤ちゃんから100歳を過ぎたお年寄りまで、12けたの番号を割り振る、社会保障と税の共通番号、すなわちマイナンバー制度でありますけれども、10月から私たち国民へ通知が始まりまして、来年1月から運用が開始されるようですけれども、この同制度の目的や活用方法について、初めに伺いたく思っています。

住民生活課長 このマイナンバー制度につきまして、目的としましては、公平、公正な社会の実現、それから、国民の利便性の向上、それから3点目として、行政の効率化等が挙げられております。

あと、社会保障、税、災害対策の分野で、効率的に情報を管理しまして、複数の行政機関等に存在します個人情報と同一の情報であるということを確認することのために、このマイナンバーが活用されるものでございます。

富田昭市議員 そしてそのマイナンバーを各世代ごとに通知されますけれども、それと同時に、役場のほうにも、この番号が通知をされるのかなというふうに考えております。といいますのも、お年寄りのひとり住まいの言語不自由な方とか、あるいは、病気で動けない人、そして、さらにはその海外に長期間滞在等と、いろんなご都合によりまして、その封書を受け取ることができない人もたくさん出てくるのではないかなというふうな感じがしますけれども、そのようなときの対応策は考えているのでしょうか。

住民生活課長 通知を受け取ることができない方ということにつきましては、新聞報道でも懸念が示されているところではございますが、そういったことで不達ということでは返信されました分につきましては、こちらのほうでできるだけ居所を確認し

まして、本人に通知ができますように、努力はしてまいりたいというふうには考えております。

富田昭市議員 この件についても調べさせてもらいましたけれども、県内では約5万人以上の地域では、郵便局関係者から確認しますと、書留郵便が受け取れなかった、そしてまた返送される率の高さは、配達の事例から確認をしてみますと、約1割から2割が返ってくるというふうな情報を得ました。

要するに、最近では特にDV、ドメスティック・バイオレンスですか、あるいは虐待の被害者、そしてやむを得ず住民票の住所で受け取れない人の場合など、これは慎重に対応していかなければいけないというふうに考えております。

町内でもそのような方が出てくるかもわかりませんので、十分な配慮を願いたいと思いますが、現時点でわかっている範囲でちょっとご説明してもらえませんか、そういう方の。

住民生活課長 今、議員おっしゃいましたDV関係につきましては、今のところその住民票を動かさずに、居所を動かされているという方はございません。ですので、実際に一般的に住民票を置いたまま、ほかに動かされている方は何人かおられるとは思いますが、そういった方につきましては、実際こちらのほうで把握できる範囲のことは努力させていただいて、ご本人さんのほうには通知をさせていただこうというふうには思っております。

富田昭市議員 この件につきましては、個人情報のことですので、あんまり掘り下げて話できませんけれども、やはりそういう方がやっぱり住民票を登録していませんけれども、いるというそのことでもって進めていかなければいけないのではないかなというふうに思うんです。必ずその1町に何名かはいるはずなんです、これは、正直に言います、今の時代ですから。やはりそれはしっかりと確認をして、ご相談に乗ってあげて、対応の方をよろしくお願いしておきます。

そしてまたマイナンバー制度の導入によりまして、国や地方自治体など各機関が管理する個人情報がその一つの番号で結びつけられまして、情報の照合とか呼び出しが容易になり、関係機関では便利になりますが、その一方、登録された住民の個人情報の保護等、その管理体制はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 マイナンバー制度におきましては、情報の管理に当たりまして、今まで各機関で管理しております個人情報につきましては、引き続き当該機関で管理をして、必要な情報を必要なときにだけやりとりする分散管理の仕組みを採用しております。

役所の間で情報をやりとりする際には、マイナンバーそのものではなくて、その都度情報照会用の符号を発行しまして、通信も暗号化されます。万が一カ所で漏えいがあっても、個人情報が芋づる式には引き出せない仕組みとすることで、安全性を確保しているものでございます。

富田昭市議員 あと④から⑥までは同じような質問になりますので、まとめて質問させていただきますけれども、来年1月以降、社会保障や税、そしてまた災害対策の行政手続の際には、このマイナンバーが必要になってくるわけなんですね。特に社会保障関係では、年金の資格取得や確認、そして雇用保険の資格取得や確認の給付とか、ハローワークの事務、そして医療保険の給付の請求書等、また児童手当や生活保護といった福祉分野の給付などにも使われますが、今後さらにこの利用法が拡大するわけでございます。

私、先日これは国の財務省の資料をいただくことができて、9月10日にこれつくっていると、これは行政のほうでもこれらいただきましたか。裏にはこう

いう形でもって書いてありますけど、マイナンバー制度の仕組みという形でもって。これにも詳しく書いてありまして、要するに今回のマイナンバー制度の流れがわかりやすいように書いてあるわけでございます。

そしてこの10月から、先ほど言いましたように、住民さんに通知されまして、最終的には29年の7月に地方公共団体も含めたそういう情報連携を開始するというふうなことが書かれているわけなんです。

これを読みまして、大体わかったので、質問はこのくらいにしておきますけども、やはりこういうふうなものを資料を取り寄せて、また住民さんのほうにもわかりやすく説明をしてあげて、しっかりとした対応をしてもらいたいというふうに思うわけでございます。

特にこの裏の部分では、今後やはり軽減税率のことについて、そのマイナンバーカードを持っていかないと、軽減税率が2%余分に、先に払っておいて、後からそのマイナンバーカードのほうに加算されるという形の計画をされているようです。どうなるかわかりませんが、ほぼその方向で行くのではないかなというふうに思いますので、このマイナンバーカードの配付ですね。なかなか番号をもらっても、役場のほうの窓口に来て、マイナンバーカードのその申請をしない方も多いのではないかなというふうに思うんです。

現時点では、非常にこの情報が悪くて、なかなかその申請をしない方も多いようですけれども、福崎町では何人ぐらいの方がこの申請をするのか、大体見通しはできておりますか。お尋ねします。

住民生活課長 個人番号カードにつきましては、本人さんの申請によるものでございますので、なかなか枚数としては読みにくいものがございますので、何枚というふうなことは今のところ予想は特にはしておりません。

富田昭市議員 そこが落とし穴になるんですね。前は住民基本台帳の件についても、私ここのでもって質問させていただきまして、それができましたけども、そのときの住民基本台帳のカード、きょうは私持ってきておりませんが、それは大体何枚ぐらい出ましたか。

住民生活課長 今現在発行枚数、約1,000枚を超えているところでございます。

富田昭市議員 有権者数一万五千数百から見ると、まだまだやっぱり少ない数ですよ、これは。それを考えますと、今回は法的にこういうふうな形でもって、そのマイナンバーカードを利用するところが非常にふえてくるわけなんです。それによりまして、やはり行政としても、それはやっぱりこうどんどん推進をしていただいて、多くの住民の方々にマイナンバーカードをつくっていただいて、そしていろんな手続ができて、住民さんも非常に有利になりますので、どうかその点はしっかりと住民のほうに対応していただいて、お願いをしておきまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長 富田昭市議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は木村いづみ議員であります。

質問の項目は

1. 福祉の充実に向けて
2. 公共施設の環境整備について

以上、木村いづみ議員。

木村いづみ議員 議席番号8番、木村いづみでございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

認知症の高齢者による徘徊、行方不明は年間1万人時代が来たといわれるよう

になりました。また、その問題は大変深刻化しております。自治体が防災無線で捜索協力を放送で呼びかけるようになっており、千葉県松戸市では2013年の放送件数が21件で、全て無事発見につながるなど、効果が出ているようであります。

先週、当町においても高齢者の行方不明者があり、捜索協力の行政無線放送、またメール配信がありましたが、いなくなられてからかなり時間が経過してからの放送でありました。当町において行方不明者が出た場合、マニュアルとかはあるのでしょうか。

総務課長 ございます。

木村いづみ議員 他市町への連絡とかはとっておられたのでしょうか。朝早くからいなくなられて、発見されたのが夕方4時ぐらいだったと思うんですけども、もうその時点で発見された場所が滋賀県と広域になっていた、遠方になっていたんですけども、広域に対しての、他市町への連絡とかは行ってたのでしょうか。

総務課長 福崎町といたしましては、他市町への連絡というところまではできておりません。

木村いづみ議員 例えば消防団とかは、どういった段階で出動というか、依頼されるのでしょうか。

総務課長 今回の行方不明者は駅前のシルバーガーデンといった施設というんですか、高齢者向け住宅の入居者でございましたので、直接役場のほうにそういった申し出がございました。

福崎町といたしましては、まず警察に捜索願を出していただきということをお願いしてということになります。その後、警察と調整をさせていただきながら、放送をさせていただくというような形になってまいります。

そういったことで、このたびはこういった経過となったんですけども、一般的に各村の住民の方で、例えば認知症の方が行方不明になられたようなケースもあったと思います。そういったときの例で申し上げますと、まず、家族の方が探されるというのが一番だと思います。その後、見つからない場合は区長さんに相談されて、それからその村の消防が出るとかいったようなことに、一般的にはなるかと思えます。そして、見つからないということになりますと、警察への届け出、また、役場への届け出といった形で、役場で放送してもらえませんかというような依頼が来るといったことになってくるのかなというふうに思っております。

今回のケースはそういった経過をとらずに、一番最初に役場のほうに相談がございました。警察のほうへお届けですかというようなことを聞いたんですけども、いやまだしておりませんというようなことでございましたので、まず警察のほうへ相談してください、届け出をしてくださいということをお願いして、その後、警察と町のほうで協議、連携をさせていただきながら放送をさせていただいたということでございます。

その情報につきましては、もちろん町長のほうにも報告させていただきましたし、情報の共有という思いもございましたので、住民生活課を通じまして、消防団長のほうには、こういったケースに今なっておりますという報告もさせていただいたところでございます。

木村いづみ議員 課長の見解で結構なんですけども、こういった年々行方不明者というのはふえている傾向にありますか。

総務課長 ふえているというよりも、毎年何件かあるような感じはしております。

木村いづみ議員 私もその先週、防災無線を家の中から聞いたんですけども、家の外に出ても聞

こえにくい状態でありまして、また、行方不明者の特徴などももちろん覚えることもできませんでしたが、メール配信されたことにより、知ることができ、スーパーや旬彩蔵、ベンチのあるようなところ等、私なりに探してはみたんですけども、もちろん家の中でも外でも聞こえにくい防災無線ですから、大型店舗の中では、まして聞こえるはずもなく、大型店舗では皆さんもご存じのとおり迷子等があった場合、店内放送をかけられて、従業員や来店客に搜索の依頼を呼びかけたりもされております。

町内で起きた場合、防災無線が聞こえないような大型店舗や、またコンビニなど、防災無線と同じ内容分をファクスし、搜索を協力していただくのはどうでしょうか。そういう協力要請はできるのでしょうか。

議 長 質問議員に通告をいたします。通告されておる内容と外れておりますので、その件については質問を打ち切ってください。通告の内容に基づいて、質疑をお願いしたいと思います。

木村いづみ議員 はい、わかりました。済みません。

各介護施設において、行方不明者の搜索マニュアルの確認と、また今後行方不明者がふえないように考えていかなければならないのですが、町内で行方不明者が出た場合、迅速な対応、短時間で発見が必要であり、研究検討していかなければならないと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、ディスレクシアについてであります。

ハリウッドスターのトム・クルーズが、みずからディスレクシアであることを公表したことにより、この障害が知られるようになりました。

ディスレクシアは、学習障害の一種で、知的能力及び一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず、文字の読み書き学習に著しい困難を抱える障害であります。読む、書く、話す、聞く、計算するなどの学習行動の修得に著しい困難があり、努力してもなかなか学習成果が上がらないという特性を持っています。現在、日本では150万人以上おられると報告されており、センター試験においては、平成23年度入学者選抜試験より、学習障害のある受験生に対して、試験時間の1.3倍延長などの特別措置が実施されております。

障害者手帳もなく、外見から字が書けないという方だとわからない方が、行政窓口に来られた際、どのような対応をなされておられますか。また、当町において、ディスレクシアの人数等は把握されているのでしょうか。

健康福祉課長 窓口で書類を読むことができない、または書けないとおっしゃる方の場合につきましては、代筆あるいは代読を行っております。支援をしております。

ディスレクシアの人数につきましては、把握をしております。しかし、その方がディスレクシアかどうかの確認はできておりませんが、現在、窓口で1名の方の代筆の対応をしております。

木村いづみ議員 例えば臨時福祉給付金等の郵便物が届けられても、読まずに窓口に来ず、済まされているのではないのでしょうか。給付対象者であるのにもかかわらず、来られなかったような方は何名いらっしゃいますか。

健康福祉課長 今回のことでしょうか。それとも26年度の。26年度ですか。

済みません、後ほど数字は申し上げますが、臨時給付金にかかわらず、ほかの大切な郵便物も届くと思います。

ご自身が確認できない方につきましては、ご家族あるいは身内の方でありますとか、地域の民生委員さんでありますとか、友人などにご相談をされて、お願いをされているものと、大切な書類等ございますので、そういう対応をされて

おるものと考えております。

木村いづみ議員 また、選挙の際、ディスレクシアに限らず、手指や腕、けがをされた方は字を書けませんけども、どのように投票されてるんでしょうか。投票所の情景を詳しく教えていただけますでしょうか。

総務課長 病気やけがなどで自書することができない方は代理投票という仕組みがございます。

代理投票をしたい旨の申し出を受けた場合、選挙事務従事者、これは役場の職員でございますが、2名の補助者を選任します。1人が立ち会いをし、もう1人が代理投票を申し出た選挙人の指示に従って、投票用紙に記載を行い、それを投票箱に入れるというような流れになります。

以上です。

木村いづみ議員 みずから字が書けないと言える方はなかなか多くはないと思います。言える方でも、毎回毎回同じ役場の窓口に来て、字が書けないことを言うのは、なかなか辛いものです。もし、字が書けない方だとわかれば、窓口業務の方同士で連携をとり、ロボットのような冷たい機械的な対応ではなく、心のこもった思いやりのある窓口対応をお願いしたいと思います。

次に、公共施設の環境整備についてです。

先ほど、庁舎窓口対応についても申しましたが、お昼の12時から1時まで節電のためだと思っておりますが、電気が1階等は消されております。とても薄暗いです。

町民の方はその時間帯にしか窓口に来れない方もおられるわけですが、12時前からおられる方に対しては、その頭上の、上のあかりだけはつけておられるようですが、まさに今は休憩中ですよと言わんばかりの暗さで、窓口を訪れた方にとって、心地よいものとは思われません。職員も、親がつくってくれたお弁当や愛妻弁当をあんな暗さの中で食べておいしいですか。お昼から仕事を頑張ろうという気になりますか。役場窓口で薄暗い昼の時間帯に行かれた20代の未婚の女性の方の声です。「あんな薄暗い役場に婚姻届なんか出す気せえへんわ」と言われておりました。節電らしいよとは言っておきましたが、この女性はこの日に婚姻届では別の用件で窓口に行かれたようです。この町民の声を聞いて、どう思われますか。

総務課長 今、議員がおっしゃいましたように節電のために昼の消灯をしております。ただ、その窓口いうんですか、業務するところはつけるようにということをしておりますので、全体的に薄暗いというのは確かでございますが、当初こういった節電をしたときには、まだ婦人会組織があったんですけども、そのときには婦人会さんからは役場でもこのような節電の努力をしているので、私らも見習わなあかんというておほめいただいたような経緯もございます。

この今のお客様にとりましては、ちょっと薄暗くて不快な思いをされたんかもしれませんが、認めてくださっている方もたくさんいらっしゃると思いますので、その辺のバランスをとりながらということになるろうかと思っております。

木村いづみ議員 人口減少の最中、福崎町の住民になるおめでたいときに、暗い窓口で手続をするのはいかなものかとは思いますが。また、暑い中、自転車や押し車を押して歩いてこられる方もおられます。クーラーの入っていない庁舎、薄暗い庁舎、不快と感じる節電は、今後ちょっと考えていただきたいと思っております。

次に、6月の一般質問でも言いましたが、ことしは5月下旬から当町はとても暑い日が続きました。河童の皿も割れんばかりの暑さで、有名な町になりました。来年は冷夏になるとは思えず、暑い、蒸し蒸し、じめじめした中で、中学

校3年生の子においては、夏休み中に補習授業もあります。

このような暑さの中で、教職員も生徒も勉強にいそしむことができると思われ
ますか。

ことしの夏の暑さから、来年度小・中学校の普通教室のクーラー設置の必要性
が高まったと思いますが、お考えをお聞かせください。

学校教育課長 前回もご質問いただきまして、お答えしたとおりでございます。クーラー設置
は非常に望まれるところではございますけれども、財政的なものもありますし、
設置の時期というものも考慮していく必要があると思います。学校につきましては、
長寿命化計画の策定も目の前に迫っております。その中で、また、クー
ラー等の設置については、十分検討していきたいと考えております。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開をいたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

健康福祉課長 先ほどの平成26年度の臨時福祉給付金の件についてでございます。

対象者となられておりましたが申請をされなかった方につきましては、全部で
102人の方が申請をされなかったということになっております。

木村いづみ議員 はい、ありがとうございます。

税金を滞納すれば督促状が来るのに、給付対象者であるのに来られなかったら
来られないままほったらかしにならないように、また今後よろしくお願いい
たします。

引き続き、午前中の続きですが、小・中学校の体育の授業や部活動は体育館内
の温度、運動場の外気温を考え、実施や中止をされているのでしょうか。

学校教育課長 小・中学校における体育の授業、部活動につきましては、担任の教諭や顧問の
教諭がそのときどきの状況を判断した上で、実施をしております。

これまで、その予定をしておったときに、温度、湿度等が異常に高くして中止し
たという件は、今年度はございませんでした。

温度、湿度を確認するとともに、児童・生徒の疲労ぐあいを把握しながら、休
憩や水分補給の時間をとり、児童・生徒の体調の変化には気をつけております。

木村いづみ議員 学校の屋外にミストシャワーなどがあれば暑さ対策にもなるのではないかと
思います。東中のほうにもしそれであるようであれば、8月9日の毎年の夏ま
つりも、ことしも大変暑かったです。職員の方も前日からの準備も大変暑か
ったと思われまます。夏まつり会場に来られる来場者の方にも、そのミストシャ
ワーがあれば利用していただけたのではないかと思います。

次に、さるびあドーム横のツノっちーの遊具の滑り台の件ですが、雨の降った
翌日に利用されておられた方が、雑巾として持ってきたおられたのか、汗拭き
用のタオルをそのまま雑巾がわりに使っておられたのかはわかりませんが、滑
り台の下の方を拭いておられました。恐らく雨で砂ぼこりと雨水が少し溜ま
っていたのだと思われまます。

ツノっちーの遊具とかは清掃とかはされているのでしょうか。

社会教育課長 遊具ですが、遊具につきましては、特段掃除は行っていません。職員が週数回
行く機会がございますので、特に気になれば掃除するときもあるかとは思いま
すが、通常は行っておりません。

ただ、その遊具自体は濡れておるときは案内看板にもあるんですが、濡れているときは危険だから使わないでくれというような表示もつけてはおります。

木村いづみ議員 そのツノっちーの遊具と周りを囲んでいるフェンスの間の距離が狭いように思うんですけども、遊具とフェンスの間の距離等に規定とかはないんですか。

社会教育課長 日本公園施設業協会というところが、遊具の安全に関する基準を定められております。遊具から安全領域という空間が必要であるということで、例えば滑り台はその先から200センチ、2メートル、登り口、上がり口からは180センチなどと決められております。私もちょっと確認に行かせてもらいましたが、見た目は狭いようには見えますが、その距離は十分確保してございました。

木村いづみ議員 遊具の横にベンチはあるんですけども、あれが日影になっていなくて、保護者というか、高齢者の方が座っておられるんですけど、日傘さしておられたりとか、ちょっと暑いのではないかなと思うんですけども、屋根とかまた藤棚とかの対策はあってもいいかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

社会教育課長 こちらも予想以上にたくさんの方が利用していただいています。今、木村議員さん言われましたように、そういった屋根をつけてもらいたいという要望はたくさんございます。この分につきましては、十分検討はさせていただきたいというふうに思います。

木村いづみ議員 最後にローラースケートボード場の件ですが、現在利用状況はどうなっておりますか。また、ヘルメット、ノーヘルですべているお子さんを見かけることもありますし、そういう子がいらっしゃるというお話もよく耳にするんですけども、そのノーヘルメットで利用されている方に対する対応とか、どうお考えでしょうか。

社会教育課長 まず、スケートボード場の利用状況でございますが、残念ながら管理人もおりませんし、施設は自由に入っただけのような施設でございますので、利用者の把握というのとはしておりません。ただ、施設は登録しないと利用できないという形をとっております。9月24日現在で登録者数は307名、今いらっしゃいます。

それから、ノーヘルで遊んでおられる方への対応でございますが、先ほど言いましたように無人の施設でございます。それゆえ施設の利用のルールを知っていただくとともに、そのルールを守っていただくことが非常に大事になってきます。今言いましたようにスケートボード場の入り口には、利用規程の看板と会員登録をしないと利用できないというような掲示板を挙げております。また看板には、利用者にはヘルメットの着用を義務づけを記してございまして、体育館の職員もドームへ行くときは、規則を守らない人がいる場合は注意をしたりはしてございます。

また、今後登録された方がお互いに注意し合って、利用をしていただけるようになるように、そういう啓発も進めていきたいというふうに思っております。

木村いづみ議員 嶋田町長にお伺いします。ローラーシューズの一式を以前に買われたようですが、このスケートボード場では町長自身ご利用されたことはあるんでしょうか。

町長 私はまだすべてはしておりません。退職すれば大いにすべろうと、このように思っているわけで、練習はしておりますから、かなり上達をしております。

木村いづみ議員 嶋田町長、かなりお上手になられているようで、スケートボード場デビューの日を楽しみにしております。高齢者の方にお勧めできるスポーツであると思われませんか。

町長 私は既に退職するのを待っておられるグループの方がございまして、グループの

名前はちょっと忘れましたが、サルビアスケートクラブか何かというんだらうと思うんですけども、そういう老人の組織が既にできておりまして、そこへ早く来るようにというお誘いは受けております。

木村いづみ議員 ヘルメットをしっかりとかぶって、スケートボード場デビュー、その日をまた楽しみにしております。

熱中症による死者が出る前に、暑さ対策を考えていかなければならない時代になっていると思います。こども園の屋外、小・中学校の屋外、さるびあドーム周辺屋外にミストシャワー設置の要望をいたします。

町民を暑さから守るため、暑い時期を乗り切るためにも、今、涼しくなってきた、暑い時期のことを忘れそうになりつつありますが、来年の暑さ対策について、研究検討していただきますよう、お願いいたします。

町民が安心・安全・快適に公共施設を利用できるよう、また過ごせるように、環境整備に努めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 木村いづみ議員の一般質問を終わります。

次、8番目の質問者は小林博議員であります。

質問の項目は

1. 観光行政について
2. 福祉・健康行政について
3. 教育の充実について
4. 都市整備と活性化について
5. 広域行政について

以上、小林博議員。

小林博議員 一般質問をさせていただきます。

観光行政についてということですが、私は七種山を中心とした方面のことについて、今回も訴えたいと思っております。

七種山周辺は関西では古くから知られており、訪れる人がますますふえていると言っている状況かと思えます。福崎町で生まれ育った人にとっても、ふるさとを代表する山でもあります。また、溪谷や作門寺跡など、自然と歴史では幽玄で特別な空気を持ち、人を素直な気持ちにもさせてくれます。福崎町の大切な宝であるというふうに考えるものであります。将来に向かってこれらを守っていくことが、今に生きる我々の責務と考えております。

ところが、最近死亡事故や、道に迷い、捜索するなどの報道が目立つようになっております。安全で快適な七種山への整備努力が必要と考えるものであります。

そこで、まず七種山周辺の安全対策というものにもう少し配慮を注いでほしいというふうに思っております。登山道の整備と管理、これらについても一考せざるを得ません。七種山は非常にその面では、通常では足場の悪い歩きにくい部分などもたくさんあり、誰がつけたかわからないロープなどもあって、持つとかえって危険というふうな部分もあったりいたします。そんな面で、もう少し専門業者なども入れて、そしてこの安全に歩けるという対応が必要かと思うのであります。そのことについては担当課へ行って日常的にもよく話をするんですが、どのように考えておられるか、答弁を求めます。

地域振興課長 まず七種山の登山ルートでございますけれども、昭和60年代ごろから部分的に登りやすいように整備をしてきておりまして、その後台風ですとか豪雨によってかなり傷んでおりました。これはことしも含めまして3年かけて復旧をし

ているところでございます。

登山ルートの中で気をつけなければならない箇所につきましては、注意喚起の立て札を設置などしまして、周知を図っているのが現状でございますけれども、ご指摘のございます専門業者を入れたような整備ということにつきましては、今のところそういった業者もなかなか心当たりもございません。そういった情報も含めまして、登山をされている方々の意見も聞きながら、今後どういう形で進めていくのがいいのか、また研究をしたいと考えております。

小林 博議員 有名な山に行きますと、なかなか日常的にも整備点検がされて、そして登山者が気をつけて歩くと同時に、合わせて危険というふうなこと、その綱とかロープとか、あるいは鎖があることによって、かえって危険というふうな部分はなくなっておったり、そういうふうに気が遣われております。

七種山は山の形、岩の形としても非常に古い山ですから、崩れやすいという側面も持っています。そんな面で、そういう努力が要すると思うんです。

山の会とかボランティアというふうなこともありますけれども、こと安全に関することでもありますので、やっぱりボランティアに頼るといのは無理があるというふうに思うんです。これらは普通の土木建築業者の方々に頼んでもいける部分もあるのではないかなと思うんです。なぜなら、山に遊歩道などをずっとつけて、階段をつけたり、いろんなことをずっとどこでもやっておるわけですから、七種山でもかつてそういう階段をつけて、小滝のほうへおいたり、いろいろやっておるわけですから、そういうことはどこに専門家がおるかといっても、その辺にちゃんと建築業者、土木建築業者なら十分対応できる範囲ではないかというふうに思うんですけれども、どうなんでしょうか。

地域振興課長 最初に整備したときにはそれなりに道を見ながら登りにくいところについては階段を設置したりしてきております。それ以上にどこをどうするのかということにつきましては、また現地も、山に詳しい方とか、一緒に歩きながら検討はしていく必要があるのかなと思っております。

小林 博議員 事故というふうな報道がそうたびたび起こらないように、努力をしていきたいというふうに思うんです。

山ですから、当然登る人のマナーでありますとか、準備とか、いろんなことが求められるのは当然でありますけれども、行政側の対策ということもまた要るだろうというふうに思います。

今度10月の17日にイベントがあります。かなり応募もされてきておるのではないかなというふうに思うんですけれども、そんなふうな状況でもありますので、ぜひ対策を求めておきたいと思うのであります。

この七種山の名所の代表となっております、このつなぎ岩のところ、ここはもう非常に危険な状況に今なっております。数年前の死亡事故を含めて、ここなどに安全柵の設置あるいは通路の問題とか、そういうのは緊急の課題だと思うんです。できれば10月17日にまで何とかこの対応がとれたらなと思うんですよ。多くの人たちが、60名ですか、定員。60名の人たちがあの狭い山頂にひしめくということになりますと、大変危ないし、つなぎ岩はどれだということにもなって見に行こうとしますと大変危ないですから、つなぎ岩の安全対策ということにも特に配慮が要すると思うんですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 ご指摘のようにそのつなぎ岩の周辺、非常に危険な箇所がございます。今のところ、そのつなぎ岩に行く手前のところで滑落注意という看板を今設置しているところでございますけれども、その柵、どのような柵を想定されるのかわかりませんが、基本的にはそういった工作物というんですか、そういった

ものはできるだけないほうが良いという意見もごございます。そこで、例えば、こっち行けば危ないですよとか、こっち行くのが安全ですよとかいうような表示を手前にするとか、というような工夫はしていきたいと思います。

ただ、イベントに関しましては、山の会とかにご協力をいただきまして、グループ分けしまして、前後また真ん中あたりにもそういった山の会の方、また町の職員等と一緒に歩いて歩くようにしておりますので、その辺は注意をしながらイベントは実施していきたいと考えております。

小林 博議員 注意を促す看板等、これはこれとして必要でありますけれど、つなぎ岩というのはこの七種山の一つの名所として売り出しておるところです。ですからこれが写真で見ると、このつなぎ岩のところへ一歩行ってみようということに、見たいということになるわけですから、当然そのつなぎ岩までの歩けるところ、あるいは柵という安全対策というのは、私は必要だと思うんです。そうでなければ、このつなぎ岩を名所として広く宣伝する意味がないではありませんか。

今のままでは、つなぎ岩にもう近づくことすら危険という状況ですから。もう何年も前の台風で木が倒れて、もう歩けなくなっておりますから、なおさらだと思うんです。これらの対処は特に必要だと思うんですが、これはもう繰り返しておきますが、答弁どうぞ。

地域振興課長 どのような柵が想定されるのかわかりませんが、全く対応しないということではないんですけども、いろんな意見を聞きながら、検討はしていきたいと思います。

小林 博議員 私たちが子どものときでありますとか、若いときにはこのつなぎ岩のところまでちゃんと安全に行けた、普通に安全に歩いていけたものですが、今はなかなか危ないなという状況であります。その意味では、再びここで事故が起こらないように、対応を急いでいただきたいというふうに思っております。

さて、安全と同時に、やっぱり快適な七種山にということも必要だと思います。七種山はもう少し入るだけで、非常に雰囲気は町の状況とは変わったいい雰囲気の山であります。そんなところだけに、訪れる人が快適な思いで帰っていただけるように、その環境整備が要ると思うんです。

そんな意味で前々からトイレの整備の問題でありますとか、あるいは動植物の看板の整備や説明でありますとか、いろいろ提起をしておりますけれども、それらも合わせて、急いでいただきたいというふうに思っています。

今回、旧山門のところのトイレを再整備するという計画のようですが、合わせて登山口になっております野外センターのところ、周辺のトイレ利用についても、配慮を求めておきたいというふうに思っております。

また、これは区長会の要望書の中にもありましたが、これ慈岡川人というんですか、そうしたものやら、歴史的な遺物、あるいはもとの古い池とか、いろんなものがあるわけで、これらをもっとこう示して、皆さんに楽しんでいただけるような、そんなことを前々から言っておりますけれども、合わせて、引き続き、整備を求めておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 まず、トイレでございまして、27年度で予算化しておりますトイレにつきましては、来月に入札を予定しておりますので、できるだけ早期の完成を目指したいと思います。

野外センターのトイレにつきましては、社会教育課とも協議をしながら、できるだけ利用しやすいような形では取り組ませていただきたいと思います。

それから、慈岡川人、区長会から要望がございました慈岡川人の像、それから看板という要望がございましたが、像につきましては、なかなか実像が把握で

きるような資料もございませんので、慈岡川人のそういったいわれといったものを紹介する看板は、今年度作門寺山門付近に設置する予定としております。

あわせて、以前からお聞きしておりました奥山池ですか、その跡地につきましても、そういった歴史などを紹介する看板をもとのため池付近に設置する予定としております。

プレート等につきましては、これも今年度、そういった樹木に詳しい方の協力を得ながら、こういった木につけていくのかということも調査しながら、つけていく予定としております。

小林 博議員 明治の初めに奥の池が決壊をして、その後、大正になってから、今の奥池が整備されたというふうなことなど、知る人は知っておるし、田口の村史などにも書いてありますが、そういうことが奥池のところやら、その奥のもとの池のところなどに看板として文字で書いてあれば、訪れた人が、ああそうだったんかというふうに気がつくわけですね。そんなふうにしてやっていただければ、町内の人を訪れても、自分たちの町の古い歴史というものを知ることができるというふうに思いますので、ぜひ積極的な検討方を求めておきたいと思います。

また、この七種は滝までの間、もとの池、その古い池あたりから滝までの間のその溪谷というのが非常にいいところですから、ところどころでその水に、溪谷に親しめるような、そういう通路の整備などもやればよいのではないかというふうに思うんです。その点について、検討方を求めておきたいというふうに思います。

あわせて、ずっと手前に小滝のほうへの入り口付近のところに町有地があります。今はもう雑草灌木のふえるままに、生えるままに任せてあるのですが、これをもうちょっと有効に、ものをすぐ建てるというふうなことは大変ですけれど、この空き地のままででも、もう少しこう整備をやって、あそこに栗の木があるから栗を拾うかとか、あるいは山菜狩りができるかとか、いろんな利用ができれば、もっと楽しいのになというふうに思うわけです。せっかくの町有地ですから、それらを活用するふうな、そんなふうなことも考えていただきたいと思うんですが、答弁を求めます。

地域振興課長 まず、溪谷に親しめるような整備ということなんですけれども、ご質問にもございましたように、全体的にはかなり険しい溪谷になっています。ところどころ歩けそうなところもあるんですけども、現在のところ基本的にはそういった整備まで考えておりませんでした。こういった形が可能なのか、また現地も見ながら、考えてみたいと思います。

それから、町有地ですけれども、これも一時期乱開発になりかけたときに、かなり買収した経緯もございます。その後全く手つかずのままでございますけれども、ご指摘のように余りお金もかけずに、自然が親しめるような空間づくりができればいいなと思います。それにつきましては、今後またいろいろ相談しながら考えていきたいと思います。

小林 博議員 今のままではイノシシやら動物たちのすみかには提供されておると思うんですが、私たち人間も少し楽しめるところになればいいなと思います。

いろいろあるわけですが、大体そんなふうにとりあえず七種山周辺のことについての振興を考えております。

あわせて、これらの情報をもっともっと広く発信をしていくということで、町内外への情報の発信ということをやってほしいなというふうに思っています。

観光協会のほうからいろいろ適宜流していただいておりますのは効果が上がっておるんだろうというふうに思いますけれど、私たちもそれに協力をしながら、い

ろんな方策を通じての情報の発信に努めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

地域振興課長 こういった観光面でのPRということなんですけれども、当然町のホームページ、それから観光協会のホームページ等でいろんな情報等の提供をしております。あわせて、フェイスブック等も活用した中で、情報の発信を行っております。今年度から新たな取り組みとしまして、福崎町の観光PRサポーターという制度を設けました。これは福崎町の観光PRにご協力をいただける方を募集いたしまして、皆さん自身のホームページですとか、ブログ、ツイッター、フェイスブック、こういったところで福崎町の魅力を発信していただくという制度でございます。例えばイベントに出たときにお手伝いをしていただいたりということも考えております。

その活動状況に応じまして、一定の気持ちというんですか、そういったものを出しながら、取り組んでいきたいと考えております。

これが現在、質問議員さんにもご協力いただいておりますが、14名の方がサポーターと今現在なっております。今後どんどん情報発信をしていきたいと考えております。

小林 博議員 この七種山問題のところを終わるに当たりまして、非常に動植物の豊かな貴重な種類のあるところでもあります。そんな面で、季節ごとにいろんな花が咲いたり、珍しいものがあつたりするものですから、そういうものを適宜発信をしていけばよいのではないかというふうに思うんです。

かなり山を訪れる人たちのマナーも最近向上をしておりますので、ある程度のそういう情報発信があってもよいのではないかというふうに思っておるところでございます。

さて、次に2番目の項目でありますけれども、福祉や医療などについてということであります。福祉・医療・健康行政、具体的なことはとりあえずおきまして、私はもう福祉とか医療とかということは、行政の最も重要な課題であるというふうに認識をしております。役場の仕事の一番基本的なものの一つであると思っております。

したがいまして、この近年の国全体でのこの流れというのは、ある意味でちょっと心配する部分もあるなというふうに思っておるわけです。健康保険などでは広域化が進められたり、あるいは福祉に関する施設や業務が民間委託や民営化がどんどん拡大をしている。そうして従事する職員の身分が非常に不安定化している。そんなようなことも大変心配をしています。そういうふうな流れについて、まずどのような認識でおられるのか、お答えをいただきたいと思います。

健康福祉課長 国民健康保険につきましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うこととなります。

都道府県単位で広域化をし、国の公費投入の拡充で財政基盤の強化が図れるものと認識をしております。

従事する職員の待遇につきましてですが、介護保険分野等では一定の改善が図られましたが、町や事業所のみでの取り組みは困難であると考えており、今後高齢化が進展する中では、人材確保、それから職場定着のために、さらなる国の支援が必要であるというふうに考えております。

小林 博議員 私はそのまずこういう方向が歓迎すべきなのかどうなのかという点では非常に疑問に思っておるということでもあります。そんな意味で、例えば、社会福祉協

議会にしましても、大勢の職員がありますが、正職員の比率が非常に少ないというのは今回配布されました資料でも明らかであります。

そういうふうな状況が社会福祉協議会がそうですから、全く民間の施設ということになりますと、どのようになっておるのかなというふうに心配をせざるを得ないわけであります。

そんな意味で、今回のこの、最近のこの流れを、福崎町だけでどうこうするというのは大変な難しい問題もあるわけですが、一つのこの心配すべきは心配すべき課題として、表明をする、そのことも要るのではないかというふうに思うんです。それは国のほうにどう響くか、早く響かせたいものだというふうに思うわけですが、そんなふうな意味で、今回のこの質問、こんな抽象的な質問にさせていただいたところです。どうでしょうか。

健康福祉課長 社会福祉協議会におきましては、労働契約法の改正がございまして、少し先にはなるんですが、平成30年の4月1日から1年契約の有期雇用から無期雇用に転換できる職員が順次出てまいります。これによりまして、その職員に対する身分と、それから事業所運営の安定化が図られるものというふうに考えております。

町長 かなり多面的というんでしょうか、かなり全般的な質問でありますので、私の思いを述べさせていただきたいと、このように思います。

私は冒頭挨拶の中で、次のように述べているわけであります。

政治とは、町民の願いをしっかりと解決すると、そのためにこそ政治があるんだということであります。

地方自治体も県も国も、そういう町民の皆さんの、国民の皆さんの生活を守るために国家ができていますけれども、最近はどうも個人のために国家があるのではなしに、国家のために個人を駆使するという方向に出てきております。ですから私は、今の時代というのは政治の流れということに心配を持っているというのが冒頭の挨拶でありますから、この間、戦争法案が通りましたから、今度は戦争法案の精神でもちまして福祉、経済という形にグッと政治の流れは変わってくるだろうと思っております。

そういう流れでは、先ほど言いましたように個人の命と暮らしを守ることを中心にするのではなしに、むしろ国家のために個人に奉仕せよと、戦前の教育勅語に、「一旦緩急あれば義勇公に奉ず」という言葉がありますけれども、こういう方向に流れてくる心配があるのではないかと考えております。

そのために地方自治体は、ますますそういう傾向が強くなっており、福祉や健康、教育というふうなものも、新自由主義と全体主義の流れが加勢したような形で来るのではないかとこの危惧は持っているわけでございます。

小林 博議員 私も同様の危惧を持っております。あわせて、こうした民営化の拡大等々が、本来の福祉の目的じゃなしに、利益の追求というふうなところに、民間になると移ってしまいやすいわけでありまして、そうなるとう大変であります。

さて、そういうことから、福崎町では老人ホームやら、あるいは教育委員会の所管になっておりますけど、幼稚園とか、さまざまな福祉に関する施設も持っておりますが、こうした施設はできるだけ町営で維持してやってほしいなというふうに、具体的に私は方向づけとしては思っておるんです。そのほうが望ましいと思っておるんです。それらについてのご意見はございますでしょうか。新しい総合計画もできておりますので、そういう中での評価も、位置づけも含めて、お答えをいただきたいと思います。

町 長 私はそういう考えを持っておりますが、いかんせん12月の17日で終わりますので、そういう思いは次、町長になられた方に引き継ぎのときには伝えていきたいと、そのように思います。

小林 博議員 行政というのはずっと継承し、発展するというのが一つの流れでありますから、ぜひ今現在の行政責任者がその思いをしっかりと述べていただいておりますというのでも大事ではないかというふうに思ったわけでありまして。

さて、こういったところに民間の事業所になった場合のその運営とか会計とか、そういうものについての監督、あるいは関与というのは、どのような機関がどのような方式でやられておるのかというふうに思うんです。最近いろいろ各地で事件が起こっておりますけれども、そういう事件、ニュースを見ながら思っておりますが、どうでしょうか。

健康福祉課長 県とともに町も同行をいたしまして、定期的に事業所の監査を行っておるところでございます。

人員の配置基準でありますとか、職員の勤務表でありますとか、入所者の状況でありますとか、各項目がございますが、それをそれぞれチェックをいたしまして、定期的に監査を行っておるところでございます。

町 長 最近フォルクスワーゲンの事件が起きました。民間というのは結局は金もうけのために動くんだと、世界の最高の機関とっておるところでも、金もうけのためには自分の倫理も良心も投げ捨てるという、そういう危険性があるということがはっきりといたしました。そういった意味では、国民全体がしっかりと管理をしていく、しっかりとものを言うという、そういう気風をこそ育てていく必要があるのではないかと思います。

そして私はぜひとも倫理観のしっかりした学者が、どんどんとしっかりした仕事をするように進めていかなければならないし、特に行政に関する、これは国、県、町も合わせて、そういった社会的にしっかりとした点検、そして良心的に行動をするという、倫理性の高い職員をこそ採用し、しかもそれを養成していく必要性を、ひしひしと今感じているところであります。

小林 博議員 さて、先ほどの広域化の話ですが、既に後期高齢者医療は広域で運営をされております。決算の中で明らかになっておりますように、兵庫県下41市町の中で、1人当たりの給付費の最高は尼崎市の102万6,374円、最低が豊岡市の65万8,536円、福崎町は76万4,059円で、37位というところでありまして。

1人当たりの給付費が高いのはもうこの阪神間の都市部という、そういう結果になっており、その金額幅も非常に大きいということになっております。

ところが、県営のため、皆さんの納める保険料は全県下一律というふうなことになっておるんですね。非常にこれは矛盾であります。ふくろう体操とか食育とかいろんなことをやって、健康づくりに一生懸命町として努力して、これだけの結果を出しておるのに、保険料だけ同じだけ出せという、まさにその都市部に土持ちをするような危険性を、ことになっているわけです。

国保の広域化で、以前に質問したときにそのことを訴えました。国保についても医療費の状況は似たような傾向にあると、そのときに確認をしたわけですが、現在もそういう状況は変わりませんか。

健康福祉課長 医療費、そうですね、現在もその状況は変わっておるところはございません。

小林 博議員 国保の広域化が進められておるわけです。1年延びたとか延びないとか、いろいろ報道はありますけれども、そうなった場合、町の自治体の裁量権というのはどの程度あるのか、そのことについてわかっている範囲でお答えをいただき

たいと思います。

健康福祉課長 現状わかっておるところでは、町が担う責務といたしまして、被保険者証等の発行、資格の管理でございます。二つ目が保険料率の決定、それから三つ目が賦課徴収、それから四つ目が保険給付の決定、それから五つ目が保健事業、六つ目、最後でございますが、国保事業費納付金を県に納付するという形で示されております。

ただ、詳細につきましては、まだ示されておりませんので、内容が判明した時点で意見、要望ができる点があれば、しっかり伝えていきたいと考えております。

町長 枝葉末節のところでは、若干意見を言うことはできると思いますけれども、本質的には町の裁量権はほとんどなくなるというふうに、私は思っております。

小林 博議員 自治体で経営をしている現状では、保険料を抑えるための努力、あるいは医療費を安くするための努力、医療費が安くなれば、その分だけ保険料も安くなるし、町の負担も少なくなるとか、いろいろあるわけですが、そうした町の努力というもの、あるいは町の一つ一つの具体的な施策というものが、ある程度できるのかなというふうなことはもうないわけですか。

健康福祉課長 これも今国のほうで検討をされておるところでございますが、自治体への取り組みへの反映ということで、特定健診あるいは保健指導の実施状況、あるいは後発医薬品、ジェネリックの使用割合、それから収納率の状況を指標といたしまして、自治体の努力と判断し、支援金の交付という形でこの改正を、国のほうで考えておるところでございます。

小林 博議員 いずれにしても、大変心配する事態が進んでいるということでもあります。そういう内容をしっかり把握をして、国政に、国の施策が若干でも国民本位に変わるようにするにはどうしたらよいかというのは、また考えていきたいというふうに思います。

次の問題に移ります。教育の充実ということで書いておりますが、1番目に通学の安全対策ということでもあります。

最近の新聞報道では防犯灯の整備でLED化について、国も取り組むという方向づけが出されていたように思うんですが、福崎町ではこのLED化について、具体的な計画をお持ちでしょうか。あるいは、いつ計画を立てるとか、そういうことについて、答弁を求めます。

住民生活課長 防犯灯のLED化につきましては、消費電力、電力料金の減少などにより、地球温暖化、それから経費削減にもつながることにはなっておりますが、器具も安くはなっておるんですけれども、一気に全ての防犯灯をLEDにするということにつきましては、多額の経費もかかってくることとなります。

したがって、財政状況も見ながら、また国の補助金なども活用できるものがありましたら、そういったものを見ながら計画的な変更ということで、していきたいと考えておまして、今のところ具体的にいつからというような計画はもっておりません。

小林 博議員 私もこの日常回る地域というのは限られておりますが、例えば私の住んでおります地域でも、このLED化については、その必要性が認識をされております。ですから、部落管理のものも含めて、それを進めたいという意向を持っておられるようでもありますので、ぜひこれらについての積極的な対応を求めておきたいというふうに思います。

次に教育では、非常にこの学力テストの結果がよかったということで話がありましたが、さてこのよく問題になります不登校等の状況は、現在はどうなって

おるのか、あるいはその対策はどうか、お答えをお願いいたします。

教 育 長 8月末現在の状況ですけれど、小学生が1名、中学生が9名となっております。また、2学期、3学期、授業日数がふえるにしたがって、この数が少しはふえていくのかなという心配もしております。

その対策としましては、学級担任を中心に、学年教師や管理職が対応をしております。担任は家庭訪問をする中で、子どもや保護者とのつながりを深め、学年団や生徒指導委員会、職員会等で支援を行っています。

子どもたちには、君はうちの学校の児童だよ、生徒だよということを絶えず言いつつ、子どもの心にエネルギーが蓄積をするのを待ち、そして、蓄積したと思われた段階で登校指導をしていきます。

学校での居場所づくりも努めております。子どもの要望に応じて、保健室がいいという子どもには保健室を、みんなと全く違う場所で勉強したいという子どもには相談室、あるいは空き教室、カウンセリングルーム等を活用して、その対応をしております。

また、県立のやまびこの郷というのがございまして、そちらのほうへ参加も促しております。

また、不登校の多い学校には、町費による不登校指導員、学習支援員を配置し、別室にて対応をしております。

また、適応教室も開設しておりますが、現在は入級希望者がいませんが、いつでも要望に応じて再開できる態勢を整えつつ、指導員は不登校気味の児童が多い小学校へ配置をしております。

保護者支援としても、月1回カウンセラー参加のもと、親の会を開いております。教育委員会としましては、校長会とともに不登校対策で成果を挙げられた小野市の中学校にも研修に行きました。そして、小学校6年生の中学校の1日体験入学や、小学校と中学校の先生の交流事業等も取り入れて、福崎町でも小野市で学んだいいところを実践しております。

答弁が長くなって申しわけないんですが、私は私的にある新聞の日曜版を読んでいます。先週の金曜日に届きました、この新聞なんですけれど、ちょうど不登校と向き合うという記事がありました。それを読んでいて、今、黄色い線をたくさん引いているんですが、この部分が福崎町がやっている部分と重なる部分でございまして、これから見れば、私たちが今取り組んでいるやり方が大きくずれているとは、そういうふう感じておりません。

以上です。

小林 博議員 不登校の状況はずっと変化はすると思うんですが、私たちの身の回りでも、不登校であった子どもでも何とか高等学校へ入ったんだけどもと言いながら、結局高等学校も1年生の途中で退学してしまったというような話も聞くこともあります。

したがって、そういう面では、一人一人の子ども一生というものを考えるときに、ぜひ重要な対応として考えていただきたいというふうに思うんです。

学校に行きたくないといういろんな理由でそうですが、それが学校だけでその対応、学校へ来させるという、そういうふうなことだけでは不十分ではないかというふうな意見もあれば、いろいろあるわけです。

したがって、現行親の会等を含めて、いろいろ施策は幾つかやられておるわけなんですけれど、それらの新たな発展、展開も要るのではないかという意見も聞いておりますので、お伝えをしておきます。これはあと具体的に、またよろしくご検討をいただきたいと思っております。

教 育 長 それには周囲の皆さん方の温かい理解が不可欠ではないかなと、こういうふうに思います。これは不登校問題は問題ではなくて、一つの話題として捉えてほしい、決して問題ではないんだと、そしてこの不登校の子どもたちは、一つの生き方をしているんだと、決してずるで学校を休んでいるのではない、勉強が嫌いで学校を休んでいるのではない、そういうことではない、子どもたちは自分の人生をしっかり考えて、自分なりの生き方をしている、それはその子に合った一つの生き方なんだということを、周囲の皆さんがご理解願えて、温かいまなざしで見守ってやっていただければ、ありがたいと思いますし、また保護者の方も、ほかの子と違うということで随分自分を責められている部分があるかと思うんですね。そういう保護者に対しても、今言うたようなことで、周りの地域の方がしっかり理解をしていただいて、大丈夫やでと、そういうふうな声かけを、ぜひしてあげてほしいなと思いますし、親は親で自分の人生を歩まれたらいいと、私は思っています。

いつも言っていますように、子どものことを真剣に考えるのが親かもしれへんけれど、子どもには子どもの生き方があるんですと、お父さん、お母さんには生き方があるでしょうと、ですから、子どものことばかりに全力投球をせずに、お父さん、お母さんも心に余裕を持ってほしい。パチンコにも行ってください、カラオケにも行ってください。お父さんやお母さんに心の余裕があつてこそ、子どもにもエネルギーが溜まってくるんだと、私たち人間は自分のやりたいことをやっているときに、エネルギーというのは蓄積していくわけですから、子どもにもそういう時期なんだと、そういうときなんだと、そういうことを今しているんだということを、みんなで温かい目で見守ってほしいと、こういうふうに思います。

小林 博議員 よろしく願いをいたします。

さて、教育委員会が新しく体制を組まれました。教育全体に公的責任をより強く果たしてほしいというふうに思っております。各地で社会教育施設を初め、学校関係の施設まで、民間委託化の動きがあったりもいたします。

私は、福崎町もたくさんの学校教育、社会教育に関して施設を持っておりますけれど、現行で町と町の教育委員会が町民と相談しながら直接運営するという現在の方針を保ってほしいと考えておるのですが、新しい体制となりました教育委員会では、この点についてどのように考えを持たれておるのでしょうか。

教 育 長 巷ではこのような声もささやかれているわけなんですけれど、私どもの耳には直接、福崎町ではこうしてほしいというふうな声は私にも教育委員さんにも届いていないようで、定例の教育委員会で今のところ話題になったこともございませんし、町長と一緒にしております総合教育会議の場でも、今のところそういうことは議論をしておりません。

私なりに考えますには、当面の間は現行維持でいくと、こういうふうに思われます。

小林 博議員 ぜひ、当面と言わずに、当面を長い当面に、スパンにしてほしいというふうに思っています。

4番目の問題に入ります。

安心・安全な町、活力のある町を発展させる上で、都市整備というのは非常に重要な課題だと考えております。

決算報告書を読ませていただきまして、この部分だけではないのですが、全体として非常によくその事業の意義と、そして取り組みと、今後の課題ということで、よくまとめられており、大変参考になりました。そこでこの部門につい

て、お聞きをするわけですが、平成26年度都市計画道路の見直しで廃止された区間については、良好な道路ネットワークを形成する意味で、再考が必要というふうに思うわけですが、その後どのような検討が進んでおるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思うわけです。

市川の東西連携、あるいは田原地域、あるいは山崎高橋線の廃止に伴う新七種橋付近のそういう整備の問題とか、いろいろあったかと思うんですが、そのような計画が現在どのように詰められていっておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 都市計画道路網の廃止に伴います検討業務の一環としまして、関係する区長さん等と会合を持ちまして、課題整理を進めているところでございます。

取り組みの内容といたしましては、5月14日に問題研究会ということで、地元の区長さん、大門、北野、田尻、辻川、加治谷の区長さんと会議を持ちまして、田原地区における道路、代替道路案ということで、検討を行っているところでございます。

また、市川、福崎の東西を結ぶ路線として市川横断箇所、これにつきましても、廃止案の中では3ルートを示しまして、平面的なもので示しておりますが、これが縦断的な、また技術的に可能かどうかというところで、今コンサルに委託をしまして、検討を行っているところでございます。

関係機関、兵庫県、河川整備等の関係もございしますので、それらと協議を進めながら、絞っていくというか、計画を示していきたいというふうに考えております。

また、道路ネットワークにつきまして、新七種橋付近です。これらについて、まだ具体的には動いておりませんが、市川を渡る橋梁との整合性等も考慮しながら、検討を進めていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 そういう検討が進められているということで、ほっとするわけですが、それらは現在策定中の都市計画マスタープランに反映されるのでしょうか。

まちづくり課長 今現在ルートの検討をしておりますので、まだしばらく時間を要するものでございます。図面に示すことはできませんが、東西交通、道路ネットワークにつきましては、福崎町を二分する市川を渡る橋梁の位置、これを決定することが最優先と考えておりますので、これらを決定していきながら道路ネットワーク、今申しましたように、ネットワークを検証していきたいというふうに思います。

この橋のルートができれば、福崎駅や辻川界限、また役場付近へのネットワーク、これらを検討していかなければならないというふうにも考えております。

小林 博議員 今福崎町が駅前整備を進めております。駅前が整備された後のことを考えましても、この点は非常に重要な課題であると思いますので、廃止をただけで、あと何年かすればもういつのことやった、何かそんなことあったかなというふうにならへんように、ぜひその計画づくりを進めてほしいという思いで、取り上げておるところであります。

さて、このマスタープランづくり等の中で触れられておりますが、地域公共交通機関の再検討についても触れられております。高齢化の進行の中で、非常に重要な課題だと思っておりますが、これはもう町の巡回バスだけでなく、JRや民間バス等の路線のことも指しておるのでしょうか。あるいは、それらも指しておるとすれば、現在の路線の維持と拡充はどのように方向づけをされるのでしょうか。

まちづくり課長 特に市街化調整区域におきましては、高齢化でありますとか人口減少が顕著に

なっていることから、高齢者、交通弱者の移動手段といえますか、これらに関しまして、地域公共交通機関の果たす役割というのは、今後ますます重要になってくると考えております。

マスタープラン改定作業の中では、公共交通機関網の整備の一環として、サルビア号とJR路線バスの乗り継ぎでありますとか、運行ルートなどを再検証いたしまして、今後のあり方を整理していきたいというふうに考えております。

小林 博議員 その中に、神姫バスの運行に一定の補助金も県と町で出していたりするわけですが、こうした神姫バスのこの広域的な役割を含めて、近隣の市町村との広域的な役割を含めて、これらは検討の対象になっておるのでしょうか。

まちづくり課長 これら民間業者もありますけれども、今後それらも含めまして検証をしていきたいというふうに思っております。

小林 博議員 高齢化の中で、各地の病院に行ったり、買い物に行ったり、いろいろ行動をするときに、避けては通れない、町内の巡回バスだけでは解決できない問題かと思っておりますので、ぜひその整備をお願いしたいというふうに思うわけです。

さて、こういうことを含めて、都市計画マスタープランの策定状況と今後のスケジュールについて、お聞かせをいただきたいと思っております。

まちづくり課長 現在の改定状況、おくれ気味となっております。と言いますのも、市街化調整区域におきます特別指定区域、これら地元集落との調整で時間を要しているところもございます。今後、素案作成に向けまして作業を進め、年末、12月ごろには都計審なり委員会に報告できる素案というものを作成して、お示しをしていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 よろしくお願ひします。

それでは次に駅前活性化ということが求められているわけですが、これらについては具体的にどんなふうな取り組みになっていっておるのでしょうか。

技 監 福崎駅前を活性化していくためには、今後駅周辺への集客施設の誘致、それから既存商店街等の活性化、また、JR播但線の利用促進に取り組まなければならないと考えております。

既に、これら課題を踏まえまして、駅周辺地区のランドデザインの検討をコンサルタントに委託して進めているところでございます。

また、福崎町の商工会が中心となられて、近隣の商店主さんや区長さんらで構成する福崎駅前振興を考える会を5月に発足されまして、現在、駅前周辺の活性化とゾーニングプランの検討を進められております。

これまでに合計5回の会合を持たれたと聞いておりますので、間もなく町に対しましても、何らかのご提案をいただけるものと思っております。

いただいた提案も参考にしながら、新しい駅前が魅力的でにぎわいのある駅前となるよう検討を進めまして、できるだけ早く町民の皆様に具体化したものを整備イメージ図などのわかりやすい形にしてお示ししていきたいと考えております。

小林 博議員 駅前についてはいろんな意見があるわけですが、私は一定の乗降客があるということ、背後にいろんな施設があり、あるいは自然環境の問題も含めて、人の往来の非常に多いところであるので、一定の活性化というのはできるのではないかと、そういう期待を持っております。

ぜひ、そうした町民の期待にも応えていただきたいというふうに思っております。

先ほど触れられましたけれども、町全体のバランスのあるまちづくりということを考える上で、土地利用計画特別指定地域の見直し作業も重要であります。

それらは具体的に自治会に諮られて、どんなふうな反応として進んでいっておるでしょうか。

まちづくり課長 特別指定区域の見直しにつきましては、この5月から8月にかけて自治会28地区にヒアリングを実施しております。この自治会会合の中、ヒアリングの中では、特別指定区域、地縁者住宅区域、これらの区域拡大、また、新規居住者区域の作成といたしますか、設定を要望される集落もあるところでございます。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

◇

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時20分

◇

議長 会議を再開をいたします。

小林 博議員 特別指定地域等の見直しについては、28地区のヒアリングを行って進めているということであります。

福崎町は四つの小学校区がありまして、それぞれ学校施設、あるいは幼稚園、その他通学関連の施設も含めて、福崎町どこに住んでも、どこで子育てをするにしても、遜色のないまちづくりをしようという、そんな取り組みでいろんな施設整備をやってきたというふうに思うわけです。

そういうことに応じて、今後の人口政策といたしますか、こうした見直し作業よっての活性化等も全体につながっていくように求めておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 都市計画マスタープランの中では、そうした地域性でありますとか、大きく川西、川東という部分もございまして、それらも含めて検証をしていきたいというふうに思っております。

小林 博議員 それぞれの地域性やら、いろんな違いがあると思うんですが、ぜひ町内全体でバランスのとれた発展ができるように、そんな計画にしてほしいというふうに思っています。

次に、町道の管理と整備についてであります。

幹線町道の舗装の傷みや凹凸、路側の雑草繁茂等が騒音や震動など、住民の生活に非常に迷惑をかけております。幹線でないところもそうではありますが、幹線のところは大型車なども深夜でも通りますので、そういう点では特によく苦情を聞いておるところであります。こんなところにもそれなりの対応を進めていっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 道路の整備につきましては、集落整備等もありまして、単独でできる部分とまた財政的な面も考えまして、国庫補助を受けて整備をしていくという部分もございまして、これらにつきましては、国との調整、県との調整をしながら、できるだけ国庫の補助を受けながら、整備をしていきたいというふうに考えております。

また、緊急性のあるものにつきましては、また早急に対応をしていきたいというふうに考えています。

小林 博議員 ここでは具体的に私の聞いておるところというので、具体的な路線と場所を挙げるのは避けますけれど、ぜひそういう対応をお願いをしたいと思います。

次に最後の質問ですが、広域行政についてであります。

広域行政にはさまざまな形がありますが、現在進めている一つの一部事務組合が民主的に活用されるなら、その存在意義はあるというふうに私は常々思っています。

おるところであります。

平成の大合併以来10年が過ぎて、一部事務組合の今後に心配を抱くようになりました。

この5月からくれさかの議員をさせてもらっております。姫路市側は出資比率に応じた管理者や議員の数、あるいは費用負担等、そんな意向を持っておられるようであります。一部事務組合の根本から見直しを考えておられるのではないかというふうに、私は姫路市の態度を見ながら感じたところであります。

一部事務組合というのは、それぞれの違う自治体が寄って仕事をするわけですから、その自治体の大小にかかわらず、対等平等の形で運営されるのが当然だというふうに思うのでございます。

今後の一部事務組合の問題に含めて、この点について国、県などの基本姿勢は変わっているのかいないのか、どうなんでしょうか。

住民生活課長 ごみ行政の関係につきましては、広域化という部分では大きくは変わっていないところではございます。

一方、一部事務組合ということに見てみますと、平成24年度の自治法改正によりまして、一部事務組合を組織する公共団体につきましては、脱退する場合はその2年前までにその他の公共団体のほうに書面で報告すればできるというような、そういった改正もなっておりますので、その平成の大合併以降によりまして、そういった問題が生じたことを受けての改正ということにはなっておりますけれども、今議員が言われましたような形でその1対1、もしくはその構成する地方公共団体の対等というような形でのスタンスは大きくは変わっていないというふうには考えております。

町長 合併という一つの大きな出来事は、さまざまな問題に影響をしていると私は感じているわけではございます。

その一つは、この間神戸新聞に載っておりますけれども、夢前町の施設に対しまして、市が優遇しているのではないかという姫路市内の質問が大きく掲げられておりました。恐らく合併するときの協議会では、そうした特典を認めて合併をしようということになっていたと思うんですけども、12年たってまいりますと、あのときの合併を全く反故にして、新しい姫路の基準で運営をしていくべきだという声が大きくなりつつあるようであります。

したがいまして、どうしても大国主義というのは出てくるというふうに思います。それをどのようにはねのけていくかということは、私たちの大きな責務ではないかと思っているわけではあります。

一部事務組合は対等であります。国連と同じでありまして、一国に一つという権利を与えられまして、そこに住む住民の皆さんの幸せ、ここで言えばごみでありますとか、火葬、そしてし尿、こういった問題をしっかりと検討していくというところに意義があるわけではあります。

私たちは当初の意義をしっかりと主張しながら、ともすればそれを変更しようという動きに対抗していく努力と研修勉強が必要だなということを感じているわけではあります。

小林 博議員 おっしゃいますように、国連にしましても、あるいは国内に目を転じて、都道府県の知事会とかいうものにいたしましても、人口とか財政規模の大小によってその権利が変わっているというものではないというふうに認識をしておるわけではあります。スポーツについても同じことではあります。

そんな意味から、若干この数カ月間くれさかの会議に出させていただいておる中で、若干この姫路の大国主義といいますか、そういうものを感じておるもの

ですから、大変心配をし、こんな質問をさせていただいております。

ぜひこの対等、平等の関係で事を進めるという立場で、広域行政に望んでほしいというふうに思います。

さて、具体的にくれさかについてであります。平成32年度以降の方向づけはどうか。どのような場で、どのように検討をされておられるのか、答弁を求めます。

住民生活課長 以前からくれさかの件につきましては、委員会等でもお話をさせていただいておりますけれども、今議員が言われましたように、焼却炉につきましては、大規模改修をせずに、維持補修によって平成32年度まで5年間延命して使用するということは決まっておりますけれども、それ以外の具体的なところにつきましては、まだ決まっていないところではございます。

小林 博議員 町の監査委員の報告を見ましても、それ以後の検討を急がなければならないというふうに書かれておったと思うんですが、具体的にそういうことであれば、どういう期間で、それ以後のことについては考えられておられるのでしょうか、検討されておられるのでしょうか。

住民生活課長 具体的には申し上げにくいところではあるんですけれども、当然その5年間延命ということではございますので、その期間である一定の方向性が議論をしていく必要があるというふうには考えております。

小林 博議員 いやそれならまだ具体的にそういう検討会議は始まっていないというふうに捉えてよろしいわけですか。

住民生活課長 はい、まだ具体的なそういう会議は始まっておりません。

小林 博議員 私は消防署方式の事務委託とするよりも、現在の一部事務組合のほうが対等、平等の関係で進むほうがよいのではないかとというふうに考えておるわけであり

ます。
そんな意味で、非常に心配をしておるわけではございますので、ぜひ、そういう立場で臨んでいただければというふうに思います。

それでは、くれさか以外の組合については、どうなんでしょうか。

住民生活課長 そのほかの組合としまして、姫路福崎斎苑と、中播衛生事務組合がござい

ます。姫路福崎斎苑につきましては、確認をいたしますと、建屋、炉とも、炉につきましても、途中改修もしておりますので、あと15年程度の施設としては維持補修をしながら、使用は可能ということでは聞いております。

また、中播衛生センターにつきましても、平成22年、23年度で大規模改修を行ったところではございまして、その後15年程度は施設としては使用可能であるということでは聞いております。

小林 博議員 それでは、以上で終わりたいと思いますが、行政の責任というのは、あくまで一人一人の町民、全ての町民のための幸せと未来に向かっての希望を与えるという内容であってほしいというふうに思っております。

今回の一般質問では、全くのその基本中の基本、今までの福崎町がどういう姿勢で行政に臨んできたのかという点について確認をさせていただいたという、そんな立場でございまして、こうしたよいところを、ぜひ継承されて、将来にわたって引き継がれていってほしいというふうな思いを述べまして、一般質問を終わります。

議長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時31分